

# 子ども・子育て会議（第36回）

## 議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

# 子ども・子育て会議（第36回）

## 議 事 次 第

日 時 平成30年7月30日（月）9:29～12:13

場 所 中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

### 1．開 会

### 2．議 事

（1）子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について

（2）その他

### 3．閉 会

無藤会長 それでは、定刻になりましたので、第36回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

皆様におきましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 委員の御出欠について申し上げます。佐藤好美委員、渡邊廣吉委員、高木宏幸専門委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員におかれては沖本代理人、佐藤秀樹委員におかれては小島代理人、関委員におかれては新山代理人、徳倉委員におかれては高祖代理人、蜂谷委員におかれては羽柴代理人、今村専門委員におかれては平川代理人、廣島専門委員におかれては中正代理人に、それぞれ代理人の方に御出席いただいております。

また、羽柴代理人と武藤委員におかれては、少しおくれていらっしゃるようでございます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

資料でございますけれども、議事次第に記載のとおりですが、資料1から参考資料2までお配りしてございます。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の予定でありますけれども、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について」「その他」ということであります。一括して事務局からの御説明を受けた後に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 資料1-1から資料3までの資料につきまして、一括で御説明させていただきます。資料4から資料5におかれましては、後ほど厚生労働省から御説明をさせていただきます。

資料1-1「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係るスケジュール(案)」です。ここで(案)と書いておりますのは、一番下に書いてありますとおり、今後のこちらでの議論の進捗等によりまして、会議の開催時期等は、見直す可能性があります。本日子ども・子育て会議を開催させていただいておりますけれども、その後、秋ごろに次回の子ども・子育て会議を開催して、見直しの各検討項目についての議論を深めてまいりたいということでもあります。

その後、秋ごろから年内、年明けに向け、この見直しの方向性につきまして、検討の進捗に応じまして、適宜開催してまいりたいということでもあります。

幾つかの検討項目を議論いただく中、下から2つ目の米印でございます。保育教諭の資格に関係してきます、教育職員免許法の改正を行おうという場合には、子ども・子育て会議と、さらに中央教育審議会教員養成部会における議論が必要になり、そちらのスケジュールとの兼ね合いが生じます。

資料1 - 2をごらんください。前回、同様の資料をお配りしてございます。前回と違うところを中心に御説明させていただきます。

2ページ、これが新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目ということであります。赤い小さい字で と 、この5つあるうちの上の2つの項目は、法律の改正が必要になってくる項目と。次のページも含めて、それ以外の項目、法律の改正ではなく政省令以下の改正が必要な項目です。この は、右のところに根拠法令ということで、教育職員免許法と書いてございますように、資料1 - 1のとおり、改正する場合、中央教育審議会の議論が必要になります。

3ページ、 から でございます。前回の資料で の項目の記載がなかったわけですが、**「放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置」**、これを追加しています。

17ページに飛び、今度は地方からの提案に関する対応方針に関する項目ということで、平成28年から平成29年にかけて、地方団体からの提案があった項目につきまして、列挙してございます。これにつきましては、前回お配りしている資料と同じでございます。

資料1 - 3の束でございます。これは事務局から各委員に御依頼を前回の会議以降申し上げまして、各委員からきょうの会議に向けまして御提出いただきました意見ということでございます。御協力いただき、ありがとうございます。

資料1 - 4、横の資料でございます。今回の5年後見直しということにも関連しますけれども、1ページ、一番右のところをごらんいただきまして、右上のところ、5年を1期とする第2期の計画というものが、2020年度から第2期の市町村子ども・子育て支援事業計画が開始されるということになります。逆算しますと、2019年度、その前年度には各自治体における子ども・子育て会議の意見を聞きながら、第2期の計画を作成していただくということで、そこで教育・保育等に係る量の見込みを算出し、確保方策と実施時期につきまして記載をしていただくということが2019年度の作業、来年度の作業となります。

そこから逆算しますと、今年度、この7月から年度末にかけて、第2期計画を作成していく。量の見込みをどう見込めばいいのか、どう確保していけばいいのかとこのために、保護者の方に対して利用希望調査、ニーズ調査といったものを各自治体におきまして実施していただくことになる。既に実施していただいている自治体もあるようですが、今年度後半にかけ、こういったことをしていただくということでございます。

それに対応して、下のところは国としてどういうことをするかということです。第2期市町村計画作成に係る「量の見込み」の算出についての考え方を自治体に発出することで、このニーズ調査をしていただくに当たりまして、どのように量を見込めばいいのかということの基本的な考え方を、私どもとして、自治体のほうに近く文書で発出していきたいということが、この左横の国の矢印です。

基本指針も、その後、この秋にかけて検討し、また今回の幾つかの課題がございましたので、基本指針の改正という作業を目標にして、検討を進めていきたいと思っております。

す。

次のページ、近く各市町村にどのようにニーズ調査すればいいのかということ、私もとして基本的な考え方を整理し、発出していきたいものの概要です。基本的には第1期計画のときにも同じ作業をしていただいておりますので、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画作成に当たって、量をどのように見込めばいいのかということの考え方については、この上の方に書いてありますとおり、第1期計画のときの手引き、同じようなものを我々は自治体のほうに手引きということで通知を出しておりますので、これを参照していただくことを原則といたしまして、その第1期の手引きを発出した後に、いろいろな政策的な変更もございましたので、追加した項目、あるいは新たに記載、修正していただくというところを追記していくような形でお送りしたいと思っております。

この追加する主な項目ということで、幾つか書いてございまして、子育て安心プランでありますとか、基本指針もこれまで何度か改正もしております。あるいは、放課後子ども新総合プランというものも近く見直そうということでございまして、こういったことをお送りしようと思っております。

次のページ、今年度末に向けての基本指針の改正の方針ということであります。改正内容として考えられるものとしては、(1)平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的改正ということ、ここはまだ基本指針に反映できてございませんので、そういったことの反映。(2)として、放課後子ども新総合プラン(仮称)ということで、まだ策定できてございません。近く策定する放課後子ども新総合プランの策定による量の見込みの考え方ということでございまして。なお、この米印にありますとおり、子育て安心プランのほうにつきましては、直近の3月30日に基本指針を改正いたして、4月1日から既に施行済みでございます。前回の子ども・子育て会議でも御報告したとおりでございます。

といったことで、これらのポイントにつきまして、今後改正の方向で検討を深めてまいりたいと思っております。

次に、資料2-1と資料2-2の御説明に移ります。資料2-1「経済財政運営と改革の基本方針2018」、骨太の方針ということで、6月15日に閣議決定した文書であります。

まず「1.人づくり革命の実現と拡大」ということでありまして、第2段落をごらんいただきまして、「人づくり革命」ということで、第一に、幼児教育の無償化を一気に加速するというので、その後、3歳から5歳まで云々と書いてございます。ここの幼児教育無償化の具体的な内容につきましては、資料2-2のほうで少し詳しく御説明いたしますので、ここは少し飛ばさせていただきます。

第二にということで、最優先の課題である待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人の受け皿整備を進めるとともに、保育士のさらなる処遇改善に取り組むということでございまして。

なお、後ほどごらんいただければと思っておりますけれども、何度かこの場でも御説明して

おります。2019年4月から、月3,000円相当の1%の賃上げを行うということが、既に方針として決まっております。それは参考資料1-1のほうで記載されております。

(1)から幼児教育無償化の話が、次のページにも記載がございます。

最後、3ページ、放課後子ども総合プランについての記載がなされております。

4ページ、「7.安全で安心な暮らしの実現」、少子化対策ということで、少子化対策、子ども・子育て支援についての記述がございます。第1段落、第2段落のところで、結婚、妊娠、出産段階から切れ目のない支援に取り組む等々の記載がございます。第3段落から、子ども・子育て会議でも何度か取り上げられてございますけれども、子ども・子育て支援のさらなる質の向上を図るため、消費税以外も含め、適切に財源を確保していくということが書いてございます。

次の段落で、ひとり親の家庭支援、あるいはスクールカウンセラー等による教育相談の充実等々の記載がございまして、その次に、児童虐待防止ということで、子供の命が失われる痛ましい事件が繰り返さないように、市町村、児童相談所の職員体制及び専門性の強化、適切な情報共有など、地方自治体間等関係機関との連携体制の強化等々の記載がございます。ここににつきましては、後ほどもう一つの資料で、厚生労働省から詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

5ページ、「第3章 『経済・財政一体改革』の推進」ということで、消費税率引き上げ分の使い道の見直しということで、ここも消費税率の引き上げの使い道の見直し、幼児教育の無償化との関係が記載されてございます。

最後に、5ページの一番下のところで、子ども・子育て支援について、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、優先順位づけも含めた見直しを行うということも記載されてございます。

資料2-2で、幼児教育無償化のところを少し丁寧に御説明させていただきたいと思っております。

1ページ、これまでの検討の状況ということで、御案内のとおり、昨年12月に「新しい経済政策パッケージ」ということで、閣議決定がなされてございます。その後、ことし5月末に「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」というものが、検討会として政府に提出いただいて、取りまとめられてございます。そして、6月に「人づくり革命 基本構想」ということで、取りまとめがなされまして、先ほど御説明しましたとおり、6月15日に骨太の方針が閣議決定されているということで、閣議決定としては、昨年12月の文書と6月の文書があるということでございますので、2ページから、この2つの閣議決定文書をまとめた形で主な事項ということで読みやすい形で整理してございますので、御紹介、御説明します。

2ページ、幼児教育・保育の役割というところを確認しております。第1段落のとおり、保育の受け皿拡大を図りつつ、幼児教育の無償化を初めとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つであると。

第2段落、幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であるということで、認知能力だけではなくて、非認知能力の育成においても重要な役割を果たしている、とされています。

諸外国においても、3歳から5歳児の幼児教育について、所得制限を設けずに無償化が進められているということで、最後に、安倍政権においては、平成26年度以降、幼児教育無償化の段階的推進に取り組んできたところであります。

次のページで、具体的な無償化の対象範囲等々ということで、まず、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。そして、ゼロ歳から2歳児についても、当面住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。そして、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、あわせて無償化を進めていくと。

次の点線の囲みの中ではありますが、認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービスということで、保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所、認定こども園を利用できていない者とする。

そして、対象となるサービスとしては、幼稚園の預かり保育、一般的にいう認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督の基準を満たすものということでもあります。ただし、5年間の経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも、無償化の対象とする猶予措置、猶予期間を設けると。

4ページ、認可外保育施設の無償化の上限額ということで、月額3万7,000円ということで、括弧書きでゼロ歳から2歳児については月額4万2,000円ということでもあります。実施時期につきましては、2019年10月、つまり、来年の10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

そして、待機児童解消に向けた取り組みということで、ゼロ歳から2歳児が9割を占める待機児童について、3歳から5歳児を含め、その解消が当面の最優先課題であると。そして、最後に認可施設への移行を促進していくということでもあります。

以上がこの閣議決定の文章のポイントであります。

なお、参考資料1-1あるいは参考資料1-2で、全体の資料もおつけいたしてございます。

5ページ、その他今後検討していくべき事項ということでございます。1.で、先ほど御紹介いたしました、この5月に取りまとめられました「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」の中で、この黒い四角で囲まれたような記述がございます。保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材費、あるいは行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食料費の取り扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきであるということ

が述べられてございます。

この2.で現状どうなっているかということを書いています。この論点は、公定価格に関する事項でございますので、子ども・子育て会議におきまして、年末にかけまして検討していくべき事項ですけれども、現状を御紹介します。

(1)保護者の自己負担の方法ということで、財源につきましては、公費、保育料、実費徴収の3つの財源で賄われているところですが、保護者の負担につきましては、この右の絵のとおり、保育料という形でお支払い、御負担いただく方法と、実費徴収という形で御負担いただく、2つの方法があるということで、御案内のとおり、保育料につきましては、保護者のほうが施設、保育所の場合は市町村に支払っていただく。それから、実費徴収は、保護者が施設に対しまして、実コストに応じて支払っていただく。保育所も含めてでございますけれども、施設のほうに実コストに応じて支払っていただくというものでございまして、このポツにありますとおり、日用品・文房具等々の費用の項目が具体的に列挙されてございまして、事前に明示、同意という手順でございます。

(2)低所得者等の負担の減免というものがあるということであります。として、保育料につきましては、生活保護世帯等を減免していくということでございます。それから、実費徴収につきましても、生活保護世帯等につきまして、市町村が助成するというので、補足給付事業というものがあるということは御案内のとおりかと思えます。

(3)支給認定区分による食材料費の負担方法の違いということで、給食費のうち食材料費ですね。これは調理員等の人件費は含まれていなくて、食材料の費用ですが、生活保護世帯等を除きまして、保護者の自己負担が原則ということになっています。新制度の認可施設・事業所におかれましては、1号から3号の認定の区分によりまして、負担の具体的な方法が異なっているということであります。

1号につきましては、御案内のとおり、これは主食費、副食費ともに実費ということで園に支払って、実コストに応じて支払うということで、副食費につきましては、低所得者の減免がある。補足給付事業があると。

2号認定につきましては、主食費は実費として実コストに応じて園に支払って、副食費は、施設あるいは保育所の場合は市町村に支払うということで、保育料につきましては、低所得者の減免があると。

3号は、保育料ということになっています。

このように1号、2号、3号で、負担の方法、その方法が異なっています。

7ページ以降が、関係資料ということでつけてございます。

では、資料3で、簡単にですけれども、前回子ども・子育て会議におきまして、中間報告という形で御報告させていただきました「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告」ということでございます。きょう、ここで初めて公表ということでございます。

2ページ、3ページの目次をざっとごらんいただきまして、2ページの「 目的等」

「死亡事故の詳細」「負傷等の詳細」ということで、このあたりは事故報告、あるいは事故情報データベースに基づきまして、傾向分析をしたもの、いろいろな観点から集計をして、見えてきたものをここに記載してございます。前回の中間報告では、このところを中心に述べさせていただいております。

今回「注意喚起・提言」ということで、33ページ目以降、これは自治体のほうから、特に死亡事故の検証報告をいただいておりますので、これに基づきまして、重大事故を防止していくためにどうすればいいかということで、注意喚起・提言ということで、事業者向け、自治体向け、国に対してということで、有識者会議から御提言いただいております。

4ページ、今回、こういった取り組みは初めてでございますので、少し御紹介をさせていただきますと、「はじめに」ということで、第1段落の7行目ぐらいに書いてございます。そもそもこの事故の報告制度というのは、平成27年4月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組みが整備されているということでありまして。その2行後で、地方自治体は死亡事故等の重大事故が発生した場合には、検証を行っていただくということになっております。そして、その2行後で、平成28年4月から、国にこの有識者会議というものを設置したということでありまして。

第2段落で、この有識者会議が設置された後、自治体から検証が参ってきました。平成29年5月から30年5月にかけて、8件のお亡くなりになられた事故の検証報告が参りましたので、ヒアリングをさせていただいたということで、このヒアリングを踏まえたり、あるいは、つくってまいりました事故情報のデータベースを参考にさせていただきまして、年次報告ということで初めて取りまとめを行ったということでございます。

6ページから32ページぐらいまでは、前回の子ども・子育て会議でもざっと御紹介をさせていただいております。33ページから、有識者会議から事業者に対して、あるいは自治体に対して、あるいは国に対してということで、再発防止のためにどのようなことをやったらいいのかということで御提言をいただいております。

ということで、私からは以上でございます。後ほど厚生労働省から児童虐待、社会的養育につきましては、御説明をさせていただきたいと思っております。

無藤会長 厚生労働省のほうの説明はまた適宜ということにさせていただきます。ただいまの説明につきまして、皆様方から御意見、御質問を頂戴したいと思います。時間の関係上、お1人3分ということで、よろしくお願いたします。

それでは、秋田委員から、お願いします。

秋田委員 ありがとうございます。

まず、今回、子ども・子育て支援の経済財政運営と改革の基本方針が出されまして、子ども・子育て支援のさらなる質の向上を図るため、消費税分以外を含め、適切に財源を確保していくというように明言されているということは、極めて重要なことだと考えております。きょう、意見書を出しておりますが、私がお話しさせていただきたいのは、2点で

ございます。

まず第1点目でございますが、資料1-2のところの7ページ目あたりになるところです。幼稚園免許状取得の特例及び保育士資格の取得特例の延長の経過措置ということに関してでございます。ぜひとも、これはどちらか一方のみの免許・資格という方がまだ10%おられます。この人たちは研修を受けたくても物理的時間等のために恐らく受けられなくて残っているのではないかと考えてみると、こういう人たちが受けられるようにするというので、経過措置を設けるだけではなくて、何らかの形で併用するところにはインセンティブをつけるという形での対応ができないのかと思います。免許併有の実現が、保育の質の向上につながると考えております。OECDは、ことしの3月に出しました質の報告書においても、保育者の専門性とそのための研修だけが最も効果があり、そして、子供の発達に最も大きな影響を与えるという報告を出してございます。こうした点からも、ぜひこれを実現していただきたいと思っております。

意見書の3番になりますけれども、ページで言いますと、19ページ目に関してでございます。地方からの御提案で、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和ということです。3階以上の保育室を3歳以上でも規制緩和するという点についてでございます。これは幼児教育ということを考えてときに、園庭が非常に重要でございます。私どものセンターの調査でも、1日2時間から2時間半、子供たちは園庭並びに戸外で過ごしております。こうした規制緩和によって、幼児教育の質が低下するような緩和は行われるべきではないと考えておりますし、生命の保持・安全というところからも、津波等で、例えば3階にあるほうが安全だというような園の中にはないとは言えませんが、そういう園については特例とし、基本、3歳以上を3階以上に設置するという点については、安全確保、教育の質の向上の低下を生むことからなされるべきではないと考えております。

細かな点ではございますが、以上2点だけ、本日は意見として言わせていただきたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

王寺委員、お願いします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺でございます。

委員提出資料に意見書をまとめておりますので、後ほどごらんください。

まず1点目と2点目でございますが、これは両方相互して加味していただきたいという内容ですので、一緒に説明させていただきます。教育免許更新講習の受講拡大について、現在、教員免許の拡大は絶対数が大変足りていないという状況でございます。申し込み開始わずか数分で定員に達してしまうという状況がずっと続いております。また、幼児教育に関する講座科目が大変少ないという現場からの声も上がっておりますので、この点をぜひ改革していただきたいと同時に、第2点の認定こども園処遇改善 にかかわるキャリアアップの研修会でございますが、これも今年度から、全国各地で本当に積極的にいろいろ

な団体、当教会も行ってありますが、行われております。それを受講しました研修を受けた保育者の皆さんからは、大変有意義であったという声も聞かれていますけれども、専門リーダーの点で、7年から10年の方たちは教員の免許更新と重なり、現場ではこの両方を出すのに、シフトを大変駆使しながら、どうやって出していくか大変困っている状況でございます。

この2号、3号向けの厚労省から出ております保育所のキャリアアップについては、きちんとしたスキームが出ておりますが、1号に向けてのスキームが、まだ何回もこの会議で申し上げておりますが、取り上げていただけないという状況を踏まえながら、教員免許更新講習とキャリアアップの研修の内容が重なっているようなところもたくさんございますので、今後現状を鑑み、これまでに幼保の資格内容の共通化が図られた経緯も踏まえ、2号、3号認定キャリアアップ、1号認定キャリアアップ、教員免許更新講習等の各種研修体系の横断的な受講を相互に認めていただけるというような方向でお願いしたいと思っております。

それから、意見書には記載しておりませんが、口頭で一つ意見と確認をしたいと思っております。資料2-2の中で、食材料費についての説明を今、受けました。これは1号認定と2号認定の間で、食材費の負担方法が異なっているという点でございます。認定こども園は両方の子供たちが存在する園でございますので、この1号認定と2号認定の公平性をということで考えていただきたいということを述べたいと思っております。

確認ですが、調理員や栄養士の人件費については、食材料費の負担方法の検討とは関係がないという理解でよろしいのでしょうか。後ほど御説明をお願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

太田委員 一般社団法人営業部女子課の会の太田でございます。

本日、私は保護者の立場より、2点御意見を申し上げます。1点目が、幼児教育の無償化につきまして、焦点になっておりました認可外につきましても、御検討ありがとうございます。一方で、施設等が玉石混交にならぬよう、しっかりと質の確保というのも引き続き御検討いただければ幸いです。保護者にとっては、認可でも認可外にあっても、唯一頼らざるを得ないというところに子供を預けますので、引き続き御検討をお願い申し上げます。

2点目が、本日のメインテーマではありませんけれども、企業主導型保育事業について御意見を申し上げます。これまで企業主導型保育の促進、多くの助成決定を通じて、多くの保育の受け皿をつくっていただきまして、感謝申し上げます。本年度の募集も今月で締め切りで、順調に募集があると伺っております。徐々に本事業への関心、浸透が進んでいることを私たちもうれしく思っております。

一方で、企業、特に中小企業における本事業の認知度は、非常に低いと感じております。

ですから、当然ながら、質の確保は踏まえた上で、ぜひとも本事業の認知・拡大を促進していただけますよう、お願い申し上げます。

企業への認知・拡大、本事業の認知・拡大を促進させることは、社会全体で子育てを支援する、関心を拡大することにもつながります。本来、本事業の目的である保護者の多様な働き方に応じた保育を提供する機会、その拡大にもつながります。今、企業は社会的な課題を解決していこうとするSDGs経営に対する関心が高くなっています。そのように本事業への関心、参画を通じて、子育て中の保護者支援のみならず、社会インフラに貢献できることや、地域住民とのよいコミュニケーション促進のメリットも受けられます。本事業の認知・拡大のために、説明会やセミナーなどを促進されていると思いますが、ぜひ引き続き取り組みのほど、お願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

奥山委員、お願いします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山でございます。

意見のところにつきましては、大きく3点挙げさせていただきました。1つ目は、地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業の充実がなかなか前期のところでは図られなかったことがあるのではないかと考えております。5年前よりも大分地域子育て支援拠点や利用者支援事業等への期待というものが高まっていると考えております。

本日の資料4-2でも、児童虐待防止対策の強化のところでは、在宅支援サービスの充実ということで、孤立した育児によって虐待等につながらないように、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と、受け皿の確保を図るとも書かれているところです。そういった中で、子ども・子育て支援の推進調査研究事業というものがございまして、昨年度、拠点事業の経営状況に関する調査なども行われましたが、雇用形態はパート・アルバイトが42%と高く、なかなか職員の処遇に関しては図られていないという実態もございまして、半分程度保育所併設の支援センター等もあるわけなのですが、そういったところでも、保育所、保育士との処遇格差についてのコメントが出されております。という観点から、拠点従事者の処遇改善ですとか、適正規模による人員配置、少子化の観点から、大規模の施設なども市町村は整備してくださっているのですが、なかなか職員の数が回っていないということも聞いております。また、働く保護者がふえている中では、土日の開催割合もふえているのですけれども、そういったところへの加算ですとか、研修等への代替職員等についても御検討いただきたいと考えています。

また、新制度で新たに制度化されました利用者支援事業でございますけれども、まだまだ設置については十分ではないと考えております。子育て世代包括支援センター、産前からの切れ目ない支援ということで、各市区町村が努力義務として設置が求められていると

ところでございますが、この子育て世代包括支援センターも、利用者支援事業の母子保健型、そして、基本型と連携しながら進めていく体制づくりが求められております。ぜひ利用者支援事業専門員の拡充、質の向上のことも考えていただければと思っております。

また、3点目ですけれども、地域子ども・子育て支援事業の目標値の見直しを、ぜひ御検討いただけないかと思っております。今回、無償化の範囲ということで報告がございましたが、就労していない、もしくはそれに満たない働き方をしている保護者、こういった方々に一時預かり事業の利用保障をお願いしたいと思っております。保護者の育児ストレスの解消、レスパイトの必要性、子供一人一人の育ちの観点からも非常に重要なことだと思っております。3歳未満の家庭の子供たちの保障、こういったものを、例えばもう数字を入れるなど、ぜひ推奨していただきたいと思えます。

また、ほかの委員の皆様も書かれておりますけれども、ファミリー・サポート・センター事業ですね。これはやはり地域の支え合いという意味でも非常に重要なものでして、こちらの目標については、取り組んでいる市区町村の割合ではなくて、実際にどの程度取り組んでいるのか（マッチング数や利用割合等）、そういった観点から目標値の再設定をお願いできないかなと感じております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

小塩委員、お願いします。

小塩委員 一橋大学の小塩と申します。

これから5年間、さまざまな法律や政省令の見直しがあると思うのですが、それと並行して子ども・子育て政策運営について検討していただきたいことが3点ございますので、説明いたします。

まず1番目は、経営実態をできるだけ正確に把握する方法を考えていただくということです。法人によって、いろいろ会計基準が違いますので、経営実態の比較が非常に難しいというのが現状だと思うのですが、できるだけ比較が可能になるような仕組みを、ぜひ内閣府のイニシアチブで考えていただきたいと思えます。

それと同時に、公定価格を設定する場合の基本単価部分の加算化・減算化とか、あるいは複数施設を持っている場合の法人の場合の調整の仕組み等々についても検討をお願いしたいと思います。

2番目は、政策効果を具体的に検証する仕組みをつくっていただきたいということです。先ほど、幼児教育がいろいろな先進国で無償化されている根拠として、幼児教育が将来の所得の向上とか、あるいは生活保護受給者の低下に有意な効果をもたらすという実証研究があるという御説明がありました。これからいろいろな政策の見直しがあるかと思うのですが、そういう見直しが果たしていいかどうか、あるいはさらにその見直しを進めていくべきかという判断をする場合には、その政策効果を実証的に把握する方法を用意しておく必要があると思えます。これが2つ目です。

3番目が、先ほども少し御指摘がございましたが、子育て支援のための財源の確保が重要ではないかと思えます。今回の無償化につきましても、当初の消費税収の用途とは違う形で財源が確保されるという、ややアドホックな対応でした。これからはお金がたくさん必要になるかと思えますので、できるだけしっかりとした財源調達が必要になると思えます。そのためには、これからどれだけ子育てにお金が必要になるのかということにつきまして、ほかの医療、介護、年金のように長期的な将来推計というものも、ぜひお願いしたいと思っています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

柏女委員、お願いします。

柏女委員 淑徳大学の柏女と申します。

私のものは意見の7ページのところからございます。5年後の見直しについては、大きく3つの水準で考えられるかと思えます。制度の根幹にかかわる事項の見直し、2つ目が、制度施行後のゆがみや充実に関する事項、3つ目が、ここに書いてありませんけれども、経過措置にかかわるものということがあるかと思えます。私のほうは、最も根幹にかかわる事項について、そこに7点、特に提示をさせていただきました。この7点の中でも、8ページの6番が根本課題ではないかと思っております。

御案内のように、2015年度から高齢者、障害者、子供の3つの領域で共通に社会連帯に基づく支援システムが始まっておりますけれども、子供の分野は高齢者や障害者分野に比べて、公的責任で行う分野が非常に広い、この後、社会的養育の問題についてもお話があるかと思えますけれども、そういう部分もあって、分野が非常にモザイク上になってしまっていると。子供家庭福祉分野がモザイク状になってしまったということが言えるかと思えます。その是正が必要だと思えます。そうした基礎構造の改革がないままに、この子ども・子育て支援制度が導入されていたために、非常に複雑なシステムになってしまったということが言えるかと思えます。そこにございますように、実施主体が都道府県と市町村に二元化され、財源も社会保険、事業主拠出金、税などが、その負担割合も含めて複雑に入り組んでおります。また、保健福祉と教育の分断なども起こっておりまして、地域包括的で切れ目のない支援体制が非常に取りにくい状況にあるかと思えます。これらを改善して、地域において多職種連携による包括的な支援体制がとれるよう、子供家庭福祉分野、子ども・子育て支援分野の基礎構造改革も必要だと思っております。こうした点なども含めて、見直しが行われていくことを期待したいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤でございます。

私からは、3点、見直しの論点を述べたいと思えます。

1つ目は、この制度は子供の教育と福祉を総合的に考えてつくられたものであるにもかかわらず、今までの議論が福祉のところに偏っていて、教育面に関しての議論が少ないということが大きな課題かと思っております。その1個目としては、保護者の自由な選択ということが教育においては非常に大きな効果を出すわけですけれども、どうしても措置ということが前面に出てしまう。教育へのインセンティブということをどう考えるのかということが、ぜひ御議論いただきたいところです。

例えば、きょうの資料1 - 4、ニーズ調査についても、真面目に働くためのニーズをとればとるほど、細かく聞けば聞くほど、お母様方は働かなくてはならないのだという気持ちに誘導されていきます。家庭で育てるということ、あるいは地域のボランティアをしているということにも大事な価値があるわけで、その辺を押さえた上で、お母様はどのように仕事やボランティア、あるいは子育てを設計されていきますかというような、書いていただく側のことから考えたアンケートを設計していただきたいと思います。

2番目は、都道府県の広域調整についてです。どうしても新制度の仕組みから市区町村の子供福祉側の行政の方が分掌を担当されることが多く見受けられます。子供の福祉をずっとやってきたそれぞれの市区町村で、市区町村がずっと作り上げてきた独自の仕組みを市区町村は持っているので、各市区町村の間を広域にまたぐということが非常にやりづらいい形になっています。これを調整できるのは、都道府県の権限だと思います。これからの制度設計上、広域で子供たちを見ていく、自己・自由選択を保障していくというような視点をぜひ大事にしていきたいと思います。実際には、「幼児教育は大事なのはわかりますけれども、これは福祉の仕組みですから」というようなことを市区町村の行政の担当者が言われてしまうと、もう議論にはならなくなってしまいますので、そのあたり、福祉も教育もどちらも大事だという視点を持って、これから進んでいきたいと思っています。

3番目は、園内研修や外部研修が幼児教育の質を向上させるためにはとても大事な仕組みだということも、皆さんの共通理解だと思います。やればできるという仕組みではなくて、積極的に質を向上させるような仕組みを新制度に内包していくということが、大事なことだと思います。

以上、3点、よろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

まず、保育の事故情報に関して取りまとめてくださって、本当にありがとうございました。この子ども・子育て会議でも、事故から学ぼう、そして、二度と事故を起こさないようにみんなで学び合おうということで提言させていただいて、それがこういった形で立派にデータでまとめられているということに関して、非常に感無量です。本当に皆さんありがとうございました。

さて、私からは、こちらの御意見という資料1 - 3の資料の10ページから、意見書を出

させていただいております。これに基づいてお話しさせていただきます。まず1つ目です。連携施設設置義務というものを外していただきたいと思っています。これは小規模保育において、3歳以降の受け皿として連携施設の設置が義務づけられているのですが、実態としては、義務づけられてしまったことによって「連携施設を準備できないから、小規模保育はつくりせない」と基礎自治体が言ってしまうという状況があります。

また、卒園後の受け皿で、この連携施設ですと準備しても、卒園児がその保育園に行きたいかどうかはわからないわけなのです。違う保育園に行きたいという方もいらっしゃる、あるいは違う幼稚園に行きたいという方もいらっしゃる。そういった意味で、1つの連携施設を準備しても形骸化してしまう状況があるわけでございます。よって、この2016年4月時点で連携先を確保している小規模事業所は56%にすぎないという状況になってしまっているのです。ですから、これは本来考えていた連携施設のあり方からずれてきてしまっているのです。この見直しを機に設置義務の解除を含めて、抜本的に施設制度を改正してほしいと思っています。ちなみに、名古屋市では、5年以内に連携園を事業者が見つけれなければ、認可取り消しだということを既に言っているという状況があります。これは子供たちの育ての場を強制的に奪う運用で、非常に許しがたいと感じています。自治体によっては、卒園時に加点するという形で、実質的に卒園後の受け皿が自動的に確保される仕組みというものをつくってくださっているところもあるのです。なので、現在の連携園の仕組みを1つに絞って、ここでなければいけないということではなくて、連携もしくは加点方式というように、選択肢をふやしていただくということを強く要望していきたいなと思っています。これが1つ目です。

2つ目です。保育ソーシャルワーカーを置けるようにしていただきたいと思っています。これは産経新聞の佐藤委員も同様の趣旨のことを書いてくださっていますけれども、この虐待対応において、保育園という場は未然に予防するという意味で非常に重要な場です。私どもの保育園でも、何度も虐待の傾向のある御家庭に対してソーシャルワークを行いました。こうした場合、なかなか保育士だけでは適切にすることは難しく、要対協や子ども家庭支援センターにつなごうとかというだけになってしまうことがありますので、何園かに1人でいいのです。ブロックごとに保育ソーシャルワーカーを置いていただいて、保育園利用家庭が抱える虐待や子供の貧困などの問題に対してケアしていくというような、そういったことができれば新たなセーフティーネットがつかれるのではないかと考えているので、ぜひ御検討いただけたらと思っています。

また、子供がいなくても保育士を残させるという悪弊が保育所業界はございまして、これをやめさせるように通知を出していただけたらいいなと思っています。例えば東京都の豊島区なのですが、子供が1人もいなくなった後、これも小規模保育ではよくあるのですが、閉園時間までに子供が全員帰りましたといったときに、例えば6時半までの園で、6時にみんな帰ったというときに、それでも6時半までいなくてはならない、あるいは7時までいなくてはならないというようなことを自治体から言われる場合がご

ざいます。これは保育士の長時間労働を何とかしようというようなことを言っているのにもかかわらず、意味なく残させるといことをさせるのは、ナンセンスかなと思っています。これは何でこういう運用をしているのですかと自治体に聞いたところ、電話がかかってくるかもしれないのと。問い合わせの電話がかかってくるかもしれないみたいな話があって、それはメールでいいですよということもあるわけですね。あるいは、もし百歩譲ってメールできない人がいたとしたら、電話の転送でいい可能性があります。よって、こうした保育士の過剰労働を加速させるような子供なし居残りをぜひやめさせるように、御配慮いただけたらと思っています。

また、同様のへんてこな運用なのですけれども、施設長が1日でも保育に入ると減算という運用がなされておりまして、例えばインフルエンザで休んだ職員のかわりに、保育士である園長が入ったら、パニッシュメントとして施設長減算をされたという声が届いているのです。もちろん、大規模な園だったら、かわりの人がいて、そういったときに代替できるというのがあるかもしれませんが、小規模保育は、現場の保育士さんは4人なのです。それで園長1人ということで、誰か1人休んだというときに、かわりの人を置いておこうということではできないわけなので、仕方なく施設長がカバーアップするということはあるわけなのです。それをすると罰を与えられるということであると、では、現場を放っておいて、何も入らなければいいのかと。そうすると、子供の保育に対して重大な悪影響がありますねということで、ぜひ小規模保育にも合うような運用の仕方、施設長が1日でも保育に入ると減算というへんてこなルールはぜひやめていただけるように、通知などを出していただけたらと思っています。

また、一時保育の一般型、これは小規模保育ではできないことになっているのですけれども、できるようにしてほしいと思っています。というのも、一時保育、先ほど奥山さんもおっしゃっていたように、大切な地域のセーフティーネットです。待機児童でこぼれてしまった子が一時保育を定期利用していたりだとか、あるいは、在宅子育てに煮詰まった方が一時保育を使ったりということもあるわけなのです。ですから、そういう意味で、一時保育はふえていったほうがいいと思うのですけれども、なかなかそれがふやせないということで、ぜひ小規模保育でもできるようにしていただきたいと思います。

また、細かい話ですけれども、企業主導型と小規模保育の土曜合同保育もできるようにしてほしいと思います。

繰り返し言っているのですけれども、居宅訪問型保育、医療的ケア児を預かる、ある種、唯一のツールである居宅訪問型保育のみ、なぜか日割りという概念が持ち込まれているという状況は、これはゆゆしき事態ですし、この子ども・子育て新制度の理論を破壊する非常にゆゆしき事態になっているかと思うので、ぜひこの場で直していただきたいと思いません。週4通っているから1日減らすということであれば、だったら認可保育園や認定こども園、あるいは小規模保育で通う人たちにも同じ対応をしなければおかしいはずですので、なぜ医療的ケア児の居宅訪問型保育だけ、こういった差別を受けているのかというのは、

甚だ納得がいかないと思いますので、ぜひこのへんてこな自治体向けQ&Aの243条を削除していただけたらと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

佐藤（栄）委員 それでは、幼児教育の無償化について、発言をさせていただきたいと思います。自治体の事務負担、財政負担でございますが、具体的な制度設計に当たっては、地方と十分協議をしていただいて、その意見を反映することによりまして、利用者等にとってもわかりやすく、また、可能な限り、新たな事務負担が発生しない制度とするとともに、自治体に新たな財政負担が生じないよう、国の責任において、必要な財源を確実に確保していただきたいと思います。

2つ目、十分な準備、周知期間の確保について。自治体におきましては、例規改正、保護者への周知、また、システム改修等、無償化に向けた各般の準備を行う必要があります。相当な期間を要することとなりますので、十分な期間を確保していただきたいと思います。

3つ目、さらなる保育需要の増加への対応についてであります。無償化により見込まれるさらなる保育需要の増加に対応するため、定員弾力化による既存施設を最大限活用できるよう、公定価格における定員超過による減算措置を撤廃、もしくは期限を延長するとともに、保育士の安定的な確保のため、保育士の処遇改善や負担軽減を図っていただきたいと思います。

以上3点であります。7月11日の全国市長会緊急決議から、特に強くお願いした点、3点を今、発表させていただきました。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

塚本委員、お願いします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

私は本日の議題でございます。新制度施行後5年後の見直しにかかわる経過措置並びに移行特例につきまして、この資料1 - 3、25ページに、全私保連からの要望を取りまとめさせていただきましたので、これに基づいて、意見と要望をさせていただきたいと思いません。

まず初めに、先ほど秋田委員からも御発言がありましたけれども、保育士資格並びに幼稚園教員免許の取得特例、これにつきまして、要望させていただきたいと思いません。資料1 - 2、7ページでお示しをいただきましたとおり、現在、幼保連携型認定こども園で勤務をしております保育教諭、このうち、10.8%、8,800人余りの方々が、まだどちらか1つの資格あるいは免許しか保有していないという状況がございます。これらの方々につきましては、現在、取得に向けて鋭意努力をしているところでございます。しかしながら、勤務をしながらの取得でございますし、また、限られた定員内の取得ということで、その取

得が容易ではないということは、もう御周知いただいているところでございます。

また、特に離島でありますとか僻地などにおきましては、都市部以外、こういったところでは十分な取得の機会が提供されていないという実情がございます。どうぞこうした実情を御賢察いただきまして、この特例措置の延長をぜひともお願いしたいと思います。

次に、資料 1 - 2 の 2 ページでございます、この 5 年後の見直しの中から、まず 1 番目の保育教諭の資格の特例、4 番目の保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例、6 番目の施設長に係る経過措置、この 3 点につきましても、同じく延長の措置を要望いたしたいと思います。これらのことにつきましては、当連盟の会員の先生方から、特に事務局に強い要望が寄せられている事項でございます。特に都市部におきましては、待機児童解消を優先させているため、子育て安心プランに基づく待機児童ゼロを実現するという、2020 年以降に、この幼保連携型認定こども園への移行を計画しているという園が多くあります。そうした園も先ほど申し上げましたこの 3 点の移行特例が活用できるように、特例措置のさらなる延長を要望いたしたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

子ども・子育て新制度の見直しについて、4 点ほど述べさせていただきます。多様な子育ての状況に応じた家庭で子育てをする親子への支援を行うべき。国には、保護者の考え方やそれぞれの家庭の状況に応じた多様な子育ての実態があります。2 歳までは自分の手でしっかり子育てをしたいという母親がゼロ歳から 2 歳までの家庭の過半数を占めています。しかし、国や自治体の支援は保育所等の施設に子供を預けて働く母親への支援に極端に偏っています。家庭で子育てをする母親も消費税の納税者であり、自分たちの子供や子育ての仲間の子供たちを立派に育てて頑張っています。そうした家庭でのとうとい子育てに対する配慮が、この制度には欠けています。今回の見直しで、ぜひとも家庭での子育てにも相応の光を当てていただきたい。

2 つ目に「幼児教育・保育の無償化」に際して、認可施設である私立幼稚園の保護者の保育料や預かり保育の利用料がほかの認可施設の無償化措置と同等に扱われるよう、公平性の観点からお願いしたいと思います。

3 つ目は、今後は幼児教育・保育の質の向上をしっかりと進めていただきたい。教育・保育の質の向上には、以下の 4 点が重要と考えます。優秀な教諭・保育士の採用、確保、キャリアアップを見据えたさまざまな研修の実施・公開保育の実施、結婚・出産で一度退職した優秀な教員のカムバックなど、以上のことを支援することが、質の向上には不可欠です。各自治体、各事業者の体制づくりを国がしっかり支援し、行っていただきたいと思えます。

4 つ目に、幼稚園における 2 歳児の受け入れについては、東京都で実施している「幼稚

園接続保育」の考えを取り入れ、3号児に限定しないなど柔軟な制度づくりにより、多くの幼稚園の利用者を促進していただきたい。幼稚園、とりわけ私立幼稚園のよさはその柔軟さにあります。制度が柔軟であればあるほど、私立幼稚園はそれぞれの幼稚園の状況に応じて対応してくれるので、私立幼稚園の柔軟さを生かすよう配慮すべきと考えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

坪井委員、お願いします。

坪井委員 全日本私立幼稚園連合会の坪井でございます。

私どもの意見はとても多いので、中身について十分にお伝えはできませんが、まず、制度に関する項目の27ページを見ていただきます。新制度の移行が見直し後もできるように、制度の継続をお願いしたいということが1点です。

2点目は、個人立幼稚園が、今後、新制度に移行できるようにお願いしたい。平成27年4月の移行機会を逃した個人立幼稚園というものがかなりございます。そうした園から、ぜひ移行ができるようにという要望を我々は受けております。

次のページの7番目です。新制度移行を可能とする施設整備補助の継続・充実をとということで、新制度の移行を慎重に判断していた幼稚園さんが、移行を決断した際に必要とする3歳未満児の保育室、給食の自園調理設備を自己資金で賄えなく、そのときに施設整備補助がなくなっていたのでは、移行がかないません。よろしく申し上げます。

1つ飛びまして、運用上の改善項目の9番目、全ての乳幼児に公平感のある支援をとということでございます。新制度は、1号、2号、3号という幼稚園、保育所、認定こども園という施設に通う子供に対する支援ということに偏っているのではないかと思います。在宅で子育てしている親子に対する支援を、今回、見直しの中で十分に御検討いただきたいと思っております。

10番目、教育・保育の質の向上ということで、量的な拡大、待機児童の解消ということが足元の最重要課題であると言われておりますけれども、これからは質の向上を目指すような見直しを十分に行っていただきたいと思っております。

次のページ、公定価格に関する項目で12番目、1号児（特に4・5歳児）の公定価格の引き上げをとということで、これは大都市圏の私立幼稚園の移行がなかなか進まないことの原因の一つに、4歳、5歳の1号の子供の公定価格が低いと聞いております。ここも見直しをしていただきたいと思っております。

14番目、公定価格における給食にかかる人件費の取り扱い。先ほど食材費の話がありましたけれども、人件費の取り扱いにつきましても、2号、3号につきましても、人件費、ほぼ公定価格で見えております。ところが、1号の子供に対しては、人件費はパートの調理師1人分ぐらいしか見ていないということで、認定こども園というのは1号も2号も3号もいて、同じように給食を提供しております。そうしたことが公平になるようお願いをしたいと思っております。

「D 移行特例に関する事項」、16から22までございます。これは全て大事な項目でございますが、一つ一つ言いませんけれども、移行特例、5年間の特例措置ということの見直しを必要とするもの、また、延長すべきものをここに書かせていただいております。特に16番、17番につきましては、多くの委員の方々が御発言になったものと一緒でございます。また、18番目は質の確保ということから言いますと、園庭が確保されるべきというのは大原則だと思っております。

ということで、私立幼稚園からはこの制度に対して、たくさん意見、要望がございますので、多くなりますが、一つ一つ解消に向けてやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

中川委員、お願いします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。

意見書の31ページをお開きいただけたらと思います。2点申し上げたいと思います。まず第1点目でございますけれども、先ほど資料1 - 2の説明の中にもございました。放課後児童支援員の認定資格研修に係る経過措置についてでございます。放課後児童支援員は、子ども・子育て新制度の施行にあわせまして、放課後児童クラブにおいて、子供の育成支援を行う専門的な知識を有する者として、新たに設置された者でございます。この放課後児童支援員につきましては、保育士であったり、社会福祉士であったり、資格を持っている方、そして、放課後児童クラブの実務経験が一定以上ある方で、なおかつ都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないと定められております。この放課後児童支援員の認定資格研修というのが、16科目24時間にわたるものでございまして、なかなか1日、2日で受講が終了するものではありません。そうした事情もございまして、現在、放課後児童支援員につきましては、放課後児童クラブで従事する職員につきましては、約13万人に達しております。この多くの放課後児童支援員を目指す職員にしっかりと受講してもらうためには、とてもではないですけれども、なかなか経過措置である2020年の3月31日までには難しいのではないだろうか、自治体や放課後児童クラブ関係者は懸念をしているところでございます。つきましては、ぜひ、この経過措置の期間のあり方について、検討を行っていただけたらと考えております。

2点目、児童館の積極的活用についてでございます。児童館は、地域における子供や子育て家庭の支援に取り組んでおり、今、全国で約4,600館ございまして、年間で言いますと、約7,600万人の子供たちや子育て中の家庭の皆さんが御利用されております。つきましては、この児童館をより積極的に活用してはどうかという意見でございます。

現在、国におきまして、児童館がより子ども・子育て支援を実施する児童福祉施設として機能を拡充することを目指しまして、平成31年度からの施行に向けて、改正「児童館ガイドライン」の策定が進められております。つきましては、とりわけ地域子ども・子育て支援13事業において、放課後児童健全育成事業はもとより利用者支援事業や地域子育て支

援事業等について、児童館の積極的な活用が当該事業の拡充につながるのではないかと考えているところでございます。ぜひ、児童館の積極的活用を御検討いただけたらと思えます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

東出委員、お願いします。

東出委員 経団連人口問題委員会の東出でございます。

事務局から御説明のございました資料についてコメントをさせていただくとともに、「5年後見直しに当たり検討すべき事項」に関して当方より提出させていただきました意見について、一言コメントさせていただきます。

まず、「資料1 - 2、子ども・子育て支援新制度施行後の5年の見直しに係る検討について」ですが、前回会合でも申し上げましたとおり、「新制度施行後5年間で経過措置の期限が到来する項目」につきましては、現状の把握に加えまして、経過措置が必要となっている要因あるいは背景などにつきましても、十分に分析を行った上で、現行の経過措置にとらわれることなく、具体的な対応策を取りまとめるべきであろうと思っております。

次に、当方より提出をさせていただいた意見についてですが、資料1 - 3の意見書にも記載いたしましたとおり、まず、保育事業者から自治体に提出する書類のフォーマットが自治体ごとに異なっている点でございますとか、会社法に準拠した会計処理のための詳細なガイドラインがない点など、事務処理面における要改善点につきまして、指摘をさせていただいております。保育事業者が過度な事務負担を負うことなく、円滑かつ効率的に事業を行うことができる環境を整備いただくことを前向きに御検討いただければと思っております。

また、短時間勤務の保育士の配置条件の緩和や、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に係る基準などにつきましても、意見を提出しておりますので、これらにつきましても、御検討、御対応いただければと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

山内委員、お願いします。

山内委員 京都市日本保育協会から参りました、山内でございます。よろしくお願いたします。

日本保育協会といたしましては、資料1 - 3に意見書を出させていただいております。35ページからが日本保育協会からの意見書とさせていただきます。多数ありますので、要所要所のところだけ発言をさせていただきたいと思えます。

まず、5年後の見直しについての検討事項についてであります。保育所の所長の設置についてですが、現在は加算項目にありまして、基本単価のほうには園長の給与については入ってございません。今後についてですが、園長、所長としての責任上、非常に重いも

のがあります。それを鑑みますと、所長については基本単価に入れていただき、もし不在の場合は減算をしていただくということができないものかと考えております。

それについて、同じ主任保育士あるいは事務職員についてであります。主任保育士についても、複数の事業を展開しているところが条件になっております。0歳児が3人以上4月から在園しているか、一時保育を実施しているか等々、あります。それについても、今は育児休業制度で年度途中から入園をされる子供さんがふえておりますので、4月当初からこの事業を計画的に実施することが不可能になっている場合があります。これについても複数の要件は見直しができないかどうか。

それから、今までにも申しておりますが、事務職員については、本当に事務が煩雑になっておりますし、これについても基本単価に入れていただき、不在の場合は減算をしていただくというような処置がとれないかどうかということをお検討いただきたいと思っております。

大きな今後の話ですけれども、人口減少地域にある保育所、こども園等のことですが、その減少地域に保育所、こども園等がなくなるということは、その地域にとっては大きな問題であります。それについて、都市部では違った形の人材確保の工夫が要ると思っております。そういう面について、今後も保育事業が継続していけるための工夫が必要ではないかと思っております。それについては、以前にもお話が出ておりました地域区分については、このあたりと深い関係があると思っております。人件費等についても深い関係があると思っておりますので、地域区分については、なかなか見直しが困難かとは思いますが、今後、この面についても是正と、少子社会、地域への継続性支援を議論していただけないかということをお思っております。

5年間の経過措置については、資格者についての延長、猶予期間等を対応していただきたいと思っております。何度も出ておりますが、キャリアアップの受講については、かなり現場としては困難であります。数字に上がっているように、片面で働いていただいている方々もたくさんおられますので、5年間の経過措置としては、延長をできれば考えていただきたいと思っております。

先ほども話題に上がっておりました給食費の件であります。3歳以上児の主食ということを見れば、今の食育を重視していく中では、これについては公定価格の中に取り入れていただき、保護者の実費徴収の必要がないような形で処置をしていただければありがたいと思っております。

資料2の中にありました認可外保育施設への移行促進についてであります。今後国としては、認定こども園の移行をどのような程度で考えておられるのか、5年間で終了させられるのか否かというあたりも御見解を示されるとありがたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

山本委員、お願いします。

山本委員 連合の山本でございます。

私からは、保育の質の向上策の検討、保護者への支援の充実を検討すべき、この2つの点について、幾つか意見を申し述べたいと思います。

まず、保育の質の向上のためには、保育人材の処遇改善が必要でありまして、そのためには、福祉職の俸給表の級号俸の改善、財務諸表の公表の義務化などによる人件費の割合をチェックできる仕組み、放課後児童クラブに従事する人の雇用の安定や研修受講の支援、この点について必要であるということ。

それから、保護者への支援の充実ということでもありますけれども、保護者が安心して子どもを預けられるように保育の質が確保された待機児童解消を早急に行うべきと考えております。無償化というよりは、待機児童の解消が行われるべきでありますし、しかも、認可外保育施設も幼児教育の無償化の対象となっておりますが、質の確保のため、指導監督の基準を満たしているかチェックしなくてはいけないと思っておりますが、立入調査の実施状況は71%にとどまっております。確実にチェックする仕組みを構築すべきと考えます。

そもそも認可外施設の指導監督基準と認可施設の運営基準を比較すると、認可外施設は、保育に従事する人の数や資格、保育室等の構造設備及び面積について、基準が緩和されております。そのため、基準の見直しも検討すべきであると考えます。

未来戦略投資2018において、国家戦略特区で職員の6割が保育士であれば運営費を補助するという地方裁量型認可化移行施設が記載されておりますが、安易な規制緩和によって質を置き去りにした待機児童対策をすべきではない、このこともあわせて申したいと思います。

最後に、先ほどからもたくさんの委員から御意見がありますし、私も前回のときにお話をさせていただきました免許についてですが、重ねて延長をお願いしたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

大川委員、お願いします。

大川委員 全国病児保育協議会の会長の大川でございます。

きょうは3点について述べさせていただきます。第1点は、保育園の無償化に関する議題でございます。資料2-2の3ページの米印に「このほか、子ども・子育て支援法に基づく」という文面がありまして、病児保育事業も含まれているわけでございますけれども、少し話を聞いたところ、原則として、病児保育はその対象ではないようなお話を伺いました。それは補助金といいますか、無償化に対する資金は保護者に対して支払われているので、認可保育園に預けている家庭では、病児保育に関すると、ダブルで支援金が出してしまうわけで、同一家庭に2重に給付することはできないという話を聞いたのですが、その辺を少し確認させてください。

できれば、こういった資金の補助金の対象を施設にして、そして、出席率または欠席率

に応じて返金を求めて、それを病児保育事業に対する補助金の原資にさせていただきたいと思えます。最近はいろいろ園内感染を防ぐために、医師が園の登園を許可しても、感染を防ぐために、保育を断り家庭で見るようにということがありますけれども、システムにしますと、園としてのそういった預かる努力を促す意味でも必要かと思えます。

次は事故に関する報告ですけれども、詳細な報告ありがとうございます。この中で死亡例が8例あるわけですが、これは施設別、時間的な検討をされていますが、8例に対する個々の検証はどれくらいされていたのかということです。特に病児保育の中で今回初めて1例の死亡事故が起きたけれども、病児保育というのは、病気の子を預かるという意味で、特殊な保育形態でございます。この原因が施設側にあるのか、施設の設備にあるのか、保育のやり方にあるのか、または医師の診断のもとで預かるわけですから、医師の診断の段階で問題があったのかと、どここのところに原因があるかを詳細に決めませんと、病児保育に対する安心・安全性というものは確認されていないということを感じられます。

また、今、無認可保育園という話が出ましたけれども、無認可保育園でこの資料3の7ページ、重大事故のところでは4例の半分以上の死亡例が無認可保育園で行われているわけでございます。ハインリッヒの法則を持ち出すわけではなく、重大なアクシデントを起こした場合には、その下にも無数のインシデントがありますので、さき子ども・子育て会議で発表された事故で、認可外保育園は死亡事故が多い割に軽症な事故は非常に少なかったというのは、どこに原因があるのかを確かめることが必要かと思えます。先月に日本小児科医会のフォーラムがありまして、兵庫県からの報告がありましたけれども、これは無認可保育園をレポートしておりまして、かなり無認可保育園でも軽症なインシデントが起こっているということ、そして、軽症なインシデントを報告している施設であればあるほど、重大事故が防げているという報告があります。これは詳細があれば、また報告をいたしますけれども、そういった報告を考えますと、無認可保育園に対してそのあり方についても一度検討させていただきたいと考えております。

3点ですけれども、これは毎回言うことですが、病児保育に携わる保育士の処遇改善を保育園で勤める保育士さんの処遇改善策と同等にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

尾木委員、お願いします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木です。

私の資料は39ページから掲載されておりますけれども、これまでお話ししてきましたように、新しい訪問型の保育という事業で、居宅訪問型保育についてもそうなのですが、地域子ども・子育て事業における訪問型保育もまだそんなに積極的に導入されていない状況がありますので、その背景を探っていただくことや、あるいは、ぜひ導入されている事例を紹介していただくこともかなり有効な手だてかと思っております。

特にこの39ページの一冊下に書いてあります、保育所等でも延長保育の時間帯に、子供が最後の1人、2人となったときに、保育所をずっと開所しておくのではなくて、訪問型に切りかえて、子供の家に連れて帰って、そこで保育を継続するというようなメニューも入っているはずなのですが、その辺もまだ実際に導入されたという事例は聞いておりません。もしそういった事例があるようでしたら、そういったものを御紹介いただくなどして、これまではなかったけれども、こういうやり方もできるというようなことをぜひ広げていただけたらと思います。

40ページは、仕事・子育て両立支援事業における企業主導型ベビーシッター利用者支援事業についてなのですが、ベビーシッター派遣事業という割引券の制度がありますけれども、運用の効率化を図って、利用者の活用しやすさに資するという目的から、少し運用面で見直しをお願いできたらと思うようなことを、割と細かいことなのですが、挙げしておりますので、また御検討いただけたらと思います。

5年後の見直しに関する事項で、資料1-2に幾つか挙げられていて、委員の皆様からも御意見が出されていますが、経過措置を延長すれば、その解消につながっていくこと、例えば免許のことや研修を受講する期間をもうちょっと延ばすべきだということなところと、ただ経過措置を延長しただけでは、なかなか解消できないのではないかと思えるところもあります。その一つが、地域型保育事業における連携施設の確保ということなのですが、一番期待されているのは、3歳児以降の保育の受け入れ先ということなのですが、そこがなかなか確保されないために、どうしても入所希望を出すときに、保育所に偏ると。さまざまな選択肢が用意されているにもかかわらず、3歳以降も継続して利用できることということを保護者が非常に望んでいるので、保育所に偏在するということがなかなか解消できていません。私は連携施設の意義というのは、3歳児以降の受け入れ先だけではなくて、地域にある保育施設が、保育所を中心として連携するということもすごく大きな意義だと思っていますので、この連携施設というものはぜひ残してほしいと思っていますが、このまま経過措置を延長するだけでは恐らく変わらないのではないかと考えています。

とかに小規模保育B型あるいはC型に係る経過措置ということがありますが、これは実態が、現状どのくらい、例えばC型でしたら11人以上の定員を設けているところがあるのかとか、その辺の現状と今後の見込みというものが見えないので判断しにくいところもありますので、いずれそういったデータもお示しいただけるのかと思いますけれども、そのように考えました。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

葛西委員、お願いします。

葛西委員 助産師会の葛西です。

私の意見は41ページに簡単に書いてございます。今回5年後の見直しに直接かわりは

ないことですが、簡単に述べさせていただきます。今回の事故報告につきまして、大変な作業をしていただきまして、本当にありがとうございました。産後ケア事業を中心に行っている助産師としましては、大変参考になる資料です。特にゼロ歳児の事故防止ということについて、産後ケア事業はまだ緒についたばかりですが、大変に参考になると考えております。

今回、資料2-1で、経済財政運営と改革の基本方針2018というものが示されておりますけれども、4ページに少子化対策、子ども・子育て支援ということで、結婚、妊娠、出産段階の切れ目ない支援をうたっております。現在、2年続けて100万人を切る出生数ということで、平成29年は94万1,000人ということでした。こういったことを突破したいということがありますけれども、今までこの会議では、保育、それから幼稚園ということで、乳幼児の保育についてずっと語られてきたわけです。今回、41ページに示しております子ども・子育て支援法で、妊娠と妊婦に関する健康診査についてはうたわれておりまして、根拠法は母子保健法によります。これは妊娠中、14回ぐらいの健康診査について、ほとんど無償化に近いような形で支援がされているということです。これはもともと出産がゴールという、出産を安全にというところだったと思います。産後の健康診査につきましては、産後1カ月に大体皆さん受けているわけですが、それは自費になっているわけです。

平成29年度から、厚生労働省では、産婦健康診査事業ということで、産後初期段階における母子に対する支援を強化するということが、事業が始まっております。ただ、これはまだ法制化されていないわけです。現在までは、産後の1カ月健診ということでは、ほとんどフィジカルな面での母子の健康診査ということが中心でありました。しかし、最近は産後のうつということが問題になっておりまして、これが虐待ですとか、お母さんの次の妊娠に対する考えということに左右していると思われております。これに関しては、産後のお母さんたちには寄り添う支援、また、自己肯定感を持つような支援が必要だと考えております。最近の産婦健康診査については、産後ケア事業、これはステイですとかデイケア、アウトリーチによる産後ケアを行っている市町村ということが条件にされておりました、その事業が開始されております。しかし、なかなか広まっていないということが現状だと思っております。実際には、この法制化ということが望ましく、また、産後は2週間健診も必要でございます。産後、退院しますと、本当に家の中で孤立した子育てをお母さんたちは行っております。

最後に、子育て世代包括支援センターの役割が非常に重要だと思っております。これを政府は進めようとしておりますけれども、なかなか横の連携ですとか、そういったことがうまくいかない。子育て世代包括支援センターが、先ほど来、ほかの委員からも出ております地域包括ということを考えていただいて、多職種の連携、いろいろな機関、子育て支援、専門家ということの連携ができるようにしていただくために、非常に重要だと思っております。そのためには、母子の一元的な情報の管理、継続ということも重要だと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村です。

本会の5年後の見直しに関する検討事項は、42ページから記載されておりますので、御確認をいただければと思っております。経過措置としての5年間は、時期が到来する事項であります。それ以外にも同時に施行状況を勘案して検討する事項という中にもあるかと思っておりますが、我々の団体としては、利用調整、これについて御議論いただきたいと思っております。

あわせて、施設整備等の実施に当たって、市町村が4分の1を持たなくてはならないという事項がありますが、結果、市町村が財政的に非常に厳しいので、その予算を使うことができず、認定こども園に移行したいが移行できないという状況もありますので、今後御検討いただければと思っております。

また、多くの委員の皆様方から、免許更新についての経過措置の延長、こちらも本会としてもお願いをしたいと思います。あわせて、技能・経験に応じた処遇改善 についての研修と、この免許更新講習があわせて実施できるような御検討をいただければありがたいと思っております。

また、太田委員から企業主導型について御意見がありました。正式な企業主導型の団体を代表するところがないので、私も含め、今回の会員の中で企業主導型を実施しているところがあり、その点についての課題をお願いしたいと思っております。今、電子申請になっておりますが、一時保存の機能はほとんど使えていないと。15分後には1回サーバーがダウンするというような状況になっておりますので、その辺の御確認と、本会の会員の中にも、平成29年度実施をして、1年間運営費が入ってこなかったという園があります。また、児童育成協会に御連絡をするに当たって、会員園に確認をしたら、そこに連絡がつくには平均38回に1回しかつながらないというような状況で、リダイヤル機能があってもよかったなというような感想が聞かれております。所管が内閣府という話では聞いておりますので、御指導のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

施行後5年後の見直しについての意見として、46ページに6点挙げさせていただいていますが、このことは、これまでもお願いしてきたことで、家庭的保育にとって検討、改善をしていただきたいことです。

この1番目に書いてあることですが、制度施行に係る通知等の解釈・判断が家庭的保育

事業については地方自治体により異なることが多く、家庭的保育事業も対象であるものが、自治体によっては対象外と判断されることがありました。研修などで家庭的保育者が集まる場があると他の自治体の様子を訊いて確認をしている方もいるのです。処遇改善加算等については、家庭的保育者は対象ではない、全然説明もないなどまちまちだったので、子ども・子育て会議のこの場をかりて発言をしたところ、12月14日に再度通知を出していただき、周知をすることができました。そういうことがないように配慮していただきたいです。

2番目の、研修を受けないと保育補助者として雇用できないということですが、これは早く検討していただいて、認めていただきたいと思います。潜在保育士などせっかくいい方が見つかって、研修を受けていないと雇用できないので、そういう人を手放してしまうことにもなり、保育の現場に戻ってこようとしている潜在保育士にとっても復帰を諦めることになりかねないので重ねてお願いしたいです。

それから、先ほど尾木委員もおっしゃっていましたが、現実に連携施設が確保できない施設がある以上、経過措置延長は必要だと思います。ただし、延長しても事業者任せでもどうにもならないことは、これまで既に明らかになっています。何度も言っているように、それには自治体の関与が不可欠ですので、連携施設の確保に関する自治体の役割をもう少し明確に書き込んでいただくことを提案します。連携保育の役割は、家庭的保育にとっては大きくて、施設の質の担保につながりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

武藤委員、お願いします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤です。

48ページに提出をさせていただいています。子ども・子育て新制度にかかわってですけれども、まず1番のところは、私たちの社会的養護の現場から見えてくる課題として、都道府県もさることながら、一番地域に身近な区市町村の子育て支援策というものが、地方分権はいいのですけれども、非常に格差が生じているという認識です。最もここが大事なのですけれども、まだまだ区市町村における子育て支援策が十分でない。もっと国家的な支援策が必要なのではないかということで、1番目に記させていただきました。

2番目は、私たち社会的養護の課題なのですけれども、後ほど厚労省から社会的養育推進計画の策定要領が説明されると思いますが、子供たちの自立支援を考えると、社会的養護の子供たちのなかには、20代、30代、40代ぐらいまでの支援が必要だという子供たちもいます。そういう意味からしても、継続的な支援が重要なので、そこにかかわる専門職配置が必要であり問題提起をさせていただいています。

以下、3番、4番、5番は、保育等にかかわる件なのですけれども、今、処遇改善の対策ということで行っていただいているのですが、施設の現場では、この処遇改善はいつまで続くのかというような質問がよくあります。そういう現場の不安を考えれば、保育や幼児教

育にかかわる専門職スタッフの恒久的な制度としての位置付けが必要なのではないかと思います。ですから、公定価格の中にしっかり盛り込むかは別として、保育の質的向上ということを図るのであれば、今、第1段階としてこの処遇改善をやられているのではないかと思いますけれども、抜本的な給与保障なども含めて、待遇改善をしていかないと、現場で働く保育士を始めとした労働者にとっては非常に不安な状況があるということなので、今回の5年目の改善のところではどうかそういう改善ができないかなということになります。

保育中の事故、死亡事例の分析から、きょう資料3で詳しく示されておりますけれども、児童虐待の死亡事例の検証もそうなのですが、検証されたことが、制度の改善に十分活かされていないということがありますので、今回出された提言がしっかり政策や予算に反映されることが必要だと思います。きょう、細かいことは指摘する時間がないのですが、ぜひ死亡事例を次の政策・予算に反映させることが必要だと思います。

最後に、駒崎委員もおっしゃっていましたが、保育のソーシャルワーカーを配置していかないと、子供の支援もさることながら、保護者支援というものが絶対に必要ですので、この席でも何度か指摘をさせていただきましたが、ぜひこの見直しのところで検討していただければと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

沖本代理人、お願いします。

沖本代理人 高知県東京事務所長の沖本でございます。尾崎知事は、本日、公務の都合により出席ができませんので、私がかわりまして、発言をさせていただきます。

資料1 - 3の5ページにお戻りいただきたいと思います。これは本県知事が全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーを務めておりますので、各都道府県に対しまして、意見照会を行った上で、全国知事会として取りまとめたものでございます。

まず1つ目の量の拡充、質の向上につきましては、保育士の処遇改善など、待機児童対策の抜本強化や施設整備への支援の充実を図りますとともに、保育所等に対する法令遵守研修の実施など、質の向上に向けた取り組みへの支援の充実が必要であり、サービスの確保が可能となる公定価格とすべきと考えております。

2つ目の利用者負担の軽減につきましては、地方の実質的な負担が新たに生じることのないよう、必要な安定的財源を国の責任で確保した上で、幼児教育・保育の無償化の早期の実現を図るとともに、保育所等を利用しない家庭に対する支援をあわせて実施する必要があると考えております。加えまして、放課後児童クラブや病児保育利用料の無償化などについて、御検討をいただきたいと思います。

また、3つ目の地域子ども・子育て支援事業等につきましては、病児保育に係る人材確保や放課後児童クラブへの支援の充実、ファミリー・サポート・センター事業の要件緩和など、さらなるサービスの拡充に向けた支援の充実が必要であると考えております。

最後に、4つ目のその他でございますが、保育所等の面積基準などにつきましては、地域の実情を踏まえたものとなりますよう、地方分権改革の場での議論なども踏まえていただきたいこと、また、新制度自体が非常に複雑なものとなっていることや、認定こども園の施設整備に対する補助制度を一元化していただきたいことなど、事務の整理、簡素化が必要であると考えております。

全国知事会の意見照会の結果については以上でございますが、恐縮ですが、最後に1点、委員の皆様にご報告を申し上げます。尾崎知事は当会議が発足しました平成25年から、思いを持って参加をさせていただいておりましたけれども、このたび、全国知事会の社会保障常任委員長に就任したことに伴いまして、次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーを村岡山口県知事に引き継ぎをさせていただくこととなりました。委員の皆様方には、これまで長きにわたり御指導、御鞭撻を賜り、誠にありがとうございました。尾崎からもくれぐれもよろしく伝えてほしいということ言付かってまいりました。

私からは以上でございます。

無藤会長 ありがとうございました。

小島代理人、お願いします。

小島代理人 全国保育協議会の小島でございます。きょうは佐藤秀樹委員の代理で出席しております。

意見は、資料1 - 3の18ページでございます。まず、「新制度施行後、5年間の経過措置の期限が到来する項目」の経過措置の延長についてでございます。これは各委員から発言されましたように、経過措置の延長を確実に実施すべきものと要望したいと思っております。保育教諭の資格特例、保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格の資格取得の特例等、免許制度にかかわる点について、資格をどちらか一方のみを保有している方が10.8%と、大変低くなっております。そのような実態や、これから認定こども園への移行を考えられるところも多いことをふまえ、引き続き経過措置の延長をお願いします。

なお、全保協としましては、幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例について、特段強調して延長をお願いしたいと思います。もともと保育所、認定こども園については、乳児の特別保育対策等を含めまして、看護師の設置ということが大変重要な課題になっておりますが、この間、認定こども園では保健師、保育園では看護師、准看護師等がかなり配置されてきて、その役割も大きくなっています。日々の子どもの健康管理だけでなく、障害のある子ども、医療的ケア児の対応の観点も含めて、専門職の必要性はさらに高まっておりますので、経過措置の延長はぜひともお願いしたいと思います。

ほかの点については、今、議論されております保育の質の確保について、それから、公定価格の見直しに関する意見でございます。保育の質の確保につきましては、この保育の量と質の向上は両輪であり、保育の質のさらなる維持・向上を目指すために、福祉サービス第三者評価事業のさらなる推進とともに、現在すすめられております情報公開について

も取り組んでまいりたいと思います。

質の向上の取り組みは、職員の研修、園内研修の実施について評価する仕組みもあわせて検討いただきたいと考えています。

看護師、栄養士、事務職員等の配置、公定価格の反映、年齢についての考え方、公定価格の地域区分の見直し、また、公定価格の除雪費の加算等の対象となる地域の見直し等については、今後公定価格の見直しの中で御配慮をお願いいたします。

最後になりますが、きょういくつか議論のあった資料2 - 2の6ページ、支給認定区分による食材料費の負担方法の違いの課題でございます。これにつきましては、全国保育協議会並びに全国保育士会は、食育を保育の一環として大変重要視してきました。保育所における給食が子どもの健全育成、心と体の育ちに大きな役割を果たしてきております。この点につきましては、確かにこの負担方法の扱いは違うわけでございますが、既に公的な保育の一部として定着しているものと認識しております。

また、現在は、単に給食というだけではなくて、アレルギー児への対応、いわゆる除去食であったり、別食であったり、保育が細やかに対応できるのも、食材料費が公定価格に含まれており、安定的な財源であるからこそであると思います。離乳食については、各発達段階において、子ども一人ひとりの喫食状況を踏まえながら取り組んでおりますし、アレルギー対応の必要な子どももふえております。そういった中で、この食材料費の課題が慎重に議論され、日本保育協会の山内委員も言われましたように、公的な保育の一環として食育が重視されておりますので、いま幼児教育無償化を歓迎する意見が多い中で、この課題について保護者の期待にそぐわないような結果にならないように、慎重なる御議論をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

新山代理人、お願いします。

新山代理人 全国国公立幼稚園・こども園長会の新山です。

国公幼としては、全国各地の意見も踏まえて御意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、学校教育の基礎として最も重要であると考えております幼児教育の質を維持・向上させるためには、教育委員会による指導が欠かせないと思っております。幼児教育センターや幼児教育アドバイザー、幼児教育専門の指導主事の配置をぜひお願いしたいと思っております。

こども園になる施設が増えている中で、所管課が首長部局、保育課等になるか、あるいは教育委員会になるかによって、特に今、問題になっております研修や小学校との接続に関する部分に大きく格差が出てきているように聞いております。県では教育委員会でも市町村では子育て支援課が所管するような場合では、文科省からの通達がこども園に届かないような例もあると聞いております。高知県のように、県教委が市町村まで指導している

場合は、小学校以降の学校教育との接続という今回の教育改革の趣旨に沿った研修体制を整えることができていると考えております。学校教育の始まりである幼児教育を教育委員会の管理下に置くことが必要であると思っております。

幼児教育センターがない都道府県もまだまだ多く、アドバイザーですとか、専門指導主事による指導が確実に受けられるような環境を整えることが急務だと思っております。

次に、人材不足が言われる中で、給与面の待遇や休暇や職場復帰にかかわる働きやすさなどの改革が急務です。特に圧倒的に女性が多い環境の中で、結婚、妊娠、出産、育児というライフステージの大きな出来事と、教員としてのキャリアアップの両立が難しい状況です。自らの職に誇りを持ってモチベーションを持って働き続けるために必要な施策や処遇の改善が必要だと思っております。

ここ数年で、保育士や幼稚園教諭の給与アップが図られてきていますがけれども、同じ教育職員である小学校教諭などと比較すると、その差はいまだに大きなものがあります。公私、幼保の差なく、小学校教員に準ずる待遇が求められると思っております。

幼稚園教諭の免許更新制度は欠かせませんが、更新講習や免許の上進の講習が受けやすい条件整備などが十分でなく、人材不足に拍車をかけている状況もあります。幼児期にふさわしい教育の充実を図るために、若手、中堅、ベテランと、さまざまな年代の価値観と経験が多様に絡み合うことが、保育を進める上で大切な要素になります。あんな先生になりたい、ああいう保育がしてみたいというような憧れ、保育の難しさ、すばらしさを感じながら働き続け、また、子供と共に成長し、時がたてば若手に今度は自分の経験を教えていくというような環境づくりこそが、幼児教育の質の向上につながると思っております。

最後に、国公立幼稚園・こども園を存続させることで、幼児教育の質のセーフティーネットにしていきたいと考えております。保育の長時間化やこども園化が進むことで、研修の時間を確保することがとても難しくなっています。特に研修会場への出張や指導者の移動にも時間がかかる地方でその傾向が大きいと聞いております。長年続いてきた県の公私立合同の研究大会を休止にせざるを得ない県も出ていると聞いております。こども園となっても確実に研修が受けられるような後補充職員の予算確保などの条件整備が求められます。

国公幼の教員は、教育公務員特例法により、研究と修養が義務づけられ、設置主体によって研修等が計画・実施されています。また、私どもの団体では、これまでも各園において、実践的な研究や公開保育、研究発表を行い、全国、各ブロック、各都道府県などにおいて、さまざまな教育課題に対応した研修や、家庭の教育力向上のための研究、教材開発とキャンペーン、研修会など、それから、保育専門誌「幼児教育じほう」の発行などを実施してきております。今こそ、長年積み重ねてきた我々の実績と組織力を生かして、小学校との連携や接続、保護者との連携や家庭との教育力を高め、幼児教育の質の向上について貢献していくつもりでおります。

各自治体で、こども園化が進むだけでなく、民営化も進みつつあります。こども園となって、保育園と幼稚園との両方の研修会や組織への所属となる場合、幼稚園側の研修や組織から離脱する傾向があります。このことは、結果として、今回の教育改革の流れに反していると思います。幼児教育の質に関するセーフティーネットとしても、各自治体が質の高い幼児教育を提供していくためには、地域の国公立幼稚園・こども園を存続させ、各地における幼児教育のセンター的な役割を持たせ、質の高い実践や研修の拠点としていく必要があると思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

高祖代理人、お願いします。

高祖代理人 NPO法人ファザーリング・ジャパン、徳倉の代理の高祖です。よろしくお願いいたします。

参考資料2の委員提出資料の4ページに意見を出させていただいております。5年の見直しも含めて、述べさせていただきます。6つのポイントです。保育の質の向上と、もう一つ、親の働き方と保育時間、そして、両親学級などについてお伝えしたいと思います。

まず1つ目、幼児教育の無償化についてというところですが、御説明の中にもありましたけれども、「認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育などのうち、指導監督の基準を満たすもの」という部分で、注意事項として「基準を満たしていない場合でも、無償化の対象とする猶予期間を設ける」というように書かれております。基準を満たしていない施設などの場合については、子供にとって劣悪な環境も考えられると思います。また、事業所が「無償である」と銘打つことによりまして、利用者が認められた施設なのかというように判断して、利用する懸念があると思っております。立入調査なども含めて、基準を満たしていない場合には対象外とするなどの検討も必要ではないでしょうか。

2つ目、「子育て安心プラン」についてです。5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備ということでうたわれております。受け皿はどんどん今、拡大されておりますけれども、保育の質の部分についても、もう少し注目していただきたいと思っております。個別にいろいろ対策はなされていると思っておりますが、関連して、きょう御提示がありました、教育・保育施設などにおける重大事故防止策ということで発表がありましたけれども、その他認可外保育施設における事故件数が、全体的に減っているとは言いながら、件数としては多いと思っております。特にならし保育時の事故が多いとも聞いております。受け皿を確保するというので、保育施設が急増しておりますので、園による質のばらつきもとても感じております。そして、早朝保育、延長保育など、保育の長時間化がとても気になっております。両親の働き方を含めて、保護者の啓発なども両輪で進めていただければと思っております。

こちらに書いていませんが、もう一点、追加でお伝えさせてください。資料2 - 1です。少子化対策子ども・子育て支援のところですが、子供虐待防止の観点からも、父親

も同席する両親学級の充実と、出産前に子育てを学ぶ機会を広く提供できるプログラムの見直し、検討も行っていただきたいと思います。ファザーリング・ジャパンでは、先日5回連続でプレパスクールというものを実施させていただきましたが、とても大きな効果を得られたと思っております。さらに、再婚やステップファミリーへの子育て情報ですとか、役所に来たときの情報提供及び、場合によっては子育て講座の受講を勧めるなど、そのような対策も必要かと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

羽柴代理人、お願いします。

羽柴代理人 日本商工会議所、蜂谷委員が都合により欠席のため、代理で私が発言させていただきます。

お手元の資料の別紙になりますけれども、新制度運用等に関連して検討が必要な事項として、2つほど御意見を申し上げます。

1つ目が、ポータルサイトの構築による保育所情報の「見える化」でございます。認可・認可外等々、施設別にいろいろな情報があると思うのですが、その空き情報ですとか開所時間、保育指針、設備等の情報を見る化いただきたい。また、これが一元的に情報を検索できるポータルサイトを構築していただきたいということでございます。

その理由でございますけれども、商工会議所のほうで、仕事と子育てを両立している女性から、保活と言われる保育所の情報収集等の負担が大変重いといったことを聞いておりますので、ぜひ検討いただきたいということでございます。

2つ目は、ITを用いた業務の効率化と運営状況の「見える化」でございます。施設別にいろいろな申請ですとか、会計業務等のITを用いた標準化、効率化により、保育現場の業務を軽減するとともに、運営状況の見える化を図っていただきたいということでございます。その理由として、保育人材が不足していると言われていたわけですが、バックオフィス業務が保育現場の負担になっているといった声も聞いておりますので、ぜひ検討いただきたいということでございます。

これら2つを実行するに当たって、事業者側あるいは保護者側の情報提供といった視点だけではなくて、政府あるいは地方自治体等の行政側の業務の効率化も同時に図られるよう、政府はそのシステムですとかプラットフォーム等に費用の措置方法なども含めて検討いただきまして、今、政府が考えておりますデジタルガバメントにも資する内容としていただければということでございます。

また、先ほど、太田委員でしょうか、企業主導型保育事業の認知について御意見がございました。本年実施の日商調査によりますと、企業主導型保育事業をよく知っているといった事業者は、約6%でございまして、事業名称のみ知っているが約40%、知らないと答えた事業者が約52%でございました。企業主導型保育の6割程度を中小企業が推進していると聞いておりますけれども、全体から見ますと、まだまだ認知・理解等が足りていない

といったことがございます。これは7月3日の事業主団体の協議の場でも申し上げたことでございますけれども、先ほど、ほかの委員からも御意見がございましたので、今後のさらなる周知をお願いしたく発言させていただきました。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

平川代理人、お願いします。

平川代理人 日本医師会、今村定臣委員の代理人、平川俊夫でございます。

資料1 - 3の38ページに意見書を出しておりますので、これに沿って4点お願いを申し上げます。

1点目は、妊産婦健康診査の充実でございます。妊婦健診は、妊娠中の母体や胎児の健康確保を図るものでございまして、また、産婦健診は産後うつや新生児への虐待の予防を図る上で、重要性、必要性が高まっております。これらの健診費用の公費負担の拡充、あわせて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築に向けた取り組みを一層推進するよう、御検討をお願いいたします。

2点目は、就学前の小児保健の充実でございます。新生児期から乳児期は、小児の成長過程における発達や栄養状態の把握及び指導が必要でございます。そして、何らかの発達の遅延や異常の可能性があれば、経過観察や専門医の紹介も可能であり、早期の介入による改善が期待できることから、現行の1歳6カ月健診あるいは3歳児健診に加えた健診体制の整備と財政措置の拡充を求めます。

3点目は、不妊治療のあり方の見直しでございます。不妊治療は多岐並びに長期にわたることもありまして、医療保険は適用されず、経済的負担も大きいものでございます。少子化対策の一環として、引き続き公費負担制度のあり方を見直すようお願いしたいと思います。また、加えまして、所得制限の撤廃についても、検討をお願いしたいと存じます。

最後に4点目は、病児・病後児保育の充実でございます。病児・病後児保育は、子育てと就労の両立支援に欠かせない制度として定着をしております。しかしながら、病児保育事業は採算性が低く、施設に対する初期投資や人件費、あるいは施設利用者数の季節変動などの要因によりまして、経営の基盤が不安定な状況でございます。経済的に安定した形で運営できるための公費負担の見直しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

中正代理人、お願いします。

中正代理人 ありがとうございます。一般社団法人日本こども育成協議会の廣島会長の代理人の中正でございます。よろしく申し上げます。

私どもの資料は44ページでございます。3点、検討をお願いしたいことを挙げさせていただいております。まず1点目、保育標準時間及び保育短時間という区分の一本化についてということ、2点目、小規模保育事業における連携施設についてということ、3点目、

自治体認定保育施設を保育士養成校や子育て支援員の保育実習先とすることについてというところでございます。

まず1点目の保育標準時間及び短時間という区分の一本化についてでございますが、現在はパートタイマーであっても、通勤時間や勤務時間などによっては、正社員と同じような働き方をされている、もしくは企業によってさまざまな働き方が提案されている中、区分する意義が不明確ではないかということでございます。ですので、保育時間の一本化について、検証、検討していただきたいということが1点目。

2点目、小規模保育事業における保育施設についてでございますが、現在では、連携施設の確保が困難な小規模保育事業があるため、5年間の特例措置の継続も必要な地域があるということ。また、一方、3歳以上児については、定員割れが生じているので、連携施設を確保しなくても入所可能な地域が生じておりますので、以上の点から、マルバツではなくて、地域の実情に応じて対応できるように調査して検討していただきたいということでございます。

3点目、自治体の認定保育施設を保育士養成校や子育て支援員の实習先としてもらいたいということでございます。自治体認定保育施設は、東京都の認証保育所、また、横浜保育室、千葉、川崎などがございまして、現在も入所児童は待機児童にカウントされていない。企業主導型と同様に可能な限り有資格の配置に努めているということもありまして、現在、養成校の生徒さんの、養成校とのつながりが薄いために、自治体の認定施設への理解度が低いということで、保育士確保が極めて切実な課題となっているということでございます。そういった観点から、自治体認定保育施設が保育士養成校生徒、子育て支援員の实習先となって理解を得られることを目的としてやっていきたいので、実習先として認めていただけるように検討をお願いしたいということでございます。

以上、3点でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から御質問もございましたので、事務局から回答をお願いするのがありますけれども、その前に資料4と5の説明を後回しでございましたので、お願いいたします。

長田総務課長 時間が押している中恐縮でございますが、厚生労働省子ども家庭局総務課長の長田でございます。

資料4と5に、児童虐待防止及び社会的養育関係の資料を用意させていただきました。これらの内容を御報告させていただき趣旨といたしましては、資料1-4で用意をさせていただいております第2期の計画策定にも深くかかわっていくということで、説明をさせていただきたいと思っております。

この資料1-4の4ページをごらんいただきますと、計画策定のもととなっております基本指針の改定方針という中の(1)で「平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正の反映」と書かせていただいております。都道府県の計画においては、

いわゆる従来社会的養護と呼ばれておりました要保護の子どもの対策について、基本的記載事項という位置づけをされております。また、市町村計画におきましても、任意記載事項という、法律上ではそういう位置づけではございますけれども、市町村計画の中においても、この要保護、要支援の子供への対策についても、記載が求められております。

そこで、資料としては順番が逆になって恐縮でございますが、資料5 - 1をごらんいただきたいと思っております。今、申し上げました都道府県計画におけます社会的養護の取り組みにつきましては、現状はここに書いてございますのところ、「社会的養護の課題と将来像」という平成23年7月にまとめられましたビジョンに基づきまして、家庭的な養護を推進するという一方で、これまで取り組みが行われておまして、実はこの基本指針に書かれている内容も、実質的には「社会的養護の課題と将来像」で書かれているものを、基本的には落とし込んでいた内容になってございます。

この社会的養護の取り組みにつきましては、平成28年の改正児童福祉法によりまして、家庭養育優先原則の徹底というものが打ち出されまして、そこを抜本的に見直していく必要があるということから、今回、この都道府県社会的養育推進計画の策定要領というものを提示させていただいております。この計画の策定のタイミングについては、2019年度末までに策定をし、すなわち、2020年度からスタートするという一方で、第2期の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画とも一致をするということで、恐らく実質的には一体的に取り組まれることになるのだろうと思っております。

この推進計画の記載事項3にございますように、多岐にわたりますが、時間の関係もございまして、ポイントのみ、2ページ以降で紹介をさせていただければと思っております。

まず、(1)で、都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像ということで、基本的に先ほど申し上げましたように、28年改正児童福祉法によりまして、抜本的な考え方の見直しというものが行われておりますので、改めて各県単位でもその基本理念というものをきちんと議論して、計画の中で落とし込んでいただく必要があるだろうということで、掲げさせていただいております。

(3)で、市区町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた都道府県の取り組みというところでございます。28年改正児童福祉法におきましては、保護者の家庭における養育というものをすべからず、国、自治体が支援をしていくという責務が位置づけられております。従来の社会的養護の分野というのは、施設や里親委託をされるような、いわゆる要保護の子供を念頭に置かれておりましたけれども、在宅の家庭も含めて社会的養育という概念のもとで対応していくということになっております。

そうしたことから、先ほど武藤委員からも御指摘がございましたけれども、市町村における、あるいは地域における取り組みが非常に重要になってくるということで、市区町村の体制整備あるいは支援メニューの拡大ということについて、しっかり計画の中に位置づけさせていただきたいということでございます。

(5)里親委託の推進ということで、この間、昨年8月に新しい社会的養育ビジョン

というものが示されて、里親委託率75%目標については、さまざまな御意見等がございましたけれども、この里親委託を推進するためには、きちんとした里親養育の支援体制の構築というものが大前提であり、不可欠だということで、ここではフォスタリング機関という言い方をしておりますけれども、その業務について抜本的な充実を図っていく必要がございます。まずは各県でそういった体制をしっかりと構築していただくということ。

それから、のところ、里親委託率の目標につきましては、昨年に出されましたビジョンの目標を基本的に踏襲しておりますけれども、各都道府県においては、基本的にこの国のオールジャパンのマクロの目標というものを十分念頭に置いていただく。そして、地域の現状は非常にばらつきがありますので、そういったスタートラインとしての地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現をされるべきという、そこに本来地域差はあってはならないということをしかり念頭に置いていただきながら、各県において数値目標と達成期限を設定していただくということで、この75%という数字が一律に機械的に各県の目標になるということではございませんけれども、各都道府県においてこういった考え方をもとに、しっかりとした計画の目標値を立てていただくということ。

ただ、一方で、機械的に里親委託の推進が図られることによって、里親不調など、そういった御懸念の声もございました。その点につきましては、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではないということを入念に記載させていただいております。

4ページ、(7)でございますけれども、一方で、これまで社会的養護の分野において大変な役割を果たしていただきました施設につきましては、基本的に小規模かつ地域分散化を進めていただく。当然ながら、家庭養育優先原則ということで、里親委託では困難な子どものセーフティーネットとしての施設の役割というものは引き続き重要でございます。小規模、地域分散化をするとともに、高機能化ということで、そのケアの質を上げていただく。あるいは、里親養育の支援でありますとか一時保護機能を拡充していただくなどの多機能化・機能転換というものが期待をされている。そういったような位置づけになっているということでございます。

続きまして、資料4の関係でございます。先般の目黒区における大変痛ましい虐待死事案を受けまして、去る6月15日に総理のもとに関係閣僚会議が開催をされまして、総理から緊急対策の取りまとめの指示をいただき、去る7月20日、この緊急総合対策をまとめたものでございます。

資料4-2を見ていただきますと、大きくはこの緊急総合対策、2本立てになっておりまして、第4パラグラフのところですが、目黒区の事案のような虐待死を防ぐために、緊急に実施すべき重点対策というようなことで幾つかの項目は整理をされ、さらにとということで、総合的な対策というもののパッケージになっております。時間の関係で詳しい説明は省略をさせていただきますが、3点ほど申し上げたい点がございます。

一つは、目黒区の事案も念頭に置く中での緊急総合対策ということでございますので、この緊急重点対策の中で、どちらかというところの起こったときの対応というものが中心的に記載されておりますが、根本的な解決としては、予防的なかわりをしっかりと強めていかなければいけないということでございますので、この資料4 - 2で言いますと、4ページ以降に「虐待防止のための総合対策」ということが記載されておまして、5ページ以降のところ「2 虐待の早期発見・早期対応」という中で、予防的な観点の取り組み、また、7ページで在宅支援サービスの充実など、こういった内容も、余りメディアでは取り上げられておりませんが、きめ細かく盛り込んでおります。

また、当然ながら支援の体制の強化が非常に重要であるということで、これも児童福祉司の2,000人増員ということばかりが取り上げられておりますけれども、市町村の体制強化は非常に重要だということで、従来、児童相談所強化プランということで取り組んでまいりましたが、今回、市町村の体制強化も含んだ児童虐待対応体制総合強化プランという形で発展をさせていただきたいと思っております。

もう一点でございますけれども、子供の命を守るために介入をしていく。そうした場合に、当然、保護された子供の受け皿というものがしっかり確保されているということは大変重要な観点でございますので、総合対策の中では、10ページ「6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化」ということもうたっております、こういった中で総合的な対策に取り組んでいきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

無藤会長 お願いします。

西川参事官 王寺委員と木村委員から、処遇改善加算、平成29年度からいわゆる4万円加算、あるいは0.5万円加算の処遇改善加算の研修につきまして、特に免許状更新講習の受講を相互に認めるなど、効率的にするべきではないかというような御意見をいただきました。免許状更新講習を受講した場合に、加算の研修の一部を受講したものと扱う方向で整理したいと思っております。また、都道府県や団体が実施する処遇改善加算の研修の一部につきまして、これを受講した場合については、免許状更新講習の位置づけを兼ねることができるよう、文科省と我々のほうで協議をしてまいります。

食材料費につきまして、人件費との関係ということで、お尋ねがございました。資料2 - 2を見ていただければ大変助かるのですが、6ページのところの注意書きのところにも記載してございます。人件費は公費負担ということで、食材料費とは扱いが違います。

5ページのところに、御案内のとおり、財源構成、公費と保育料と実費徴収という3つの財源構成が絵で描いてございます。人件費につきましては、この一番上の黄緑色のところの箱だということで、食材料費と扱いが違います。

それから、加藤委員、坪井委員、東出委員、複数の委員から御指摘をいただいております、書式の統一化あるいは標準化です。子ども・子育て支援事業におきまして、この事

業を実施するに当たりまして、いろいろな書式、書類がございます。例えば公定価格の基本分でありますとか加算分の書式だとか、あるいは一時預かり、13事業関係の書式でありますとか、さらには、保護者の方が保育認定を申請するときに添付される就労証明書の書類だとか、さまざまな書式がございます、なるべく標準化していくべきではないかということが、さまざまなところから御指摘をいただいています。この公定価格の基本分、加算分についてということだと思えますけれども、自治体と相談をスタートさせたいと思っています。ちなみに、就労証明書は、昨年度からこの標準化に向けて着手いたしてございまして、幾つかの自治体でかなり我々がお示ししている標準的な様式にそろえてきていただいておりますので、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

それから、駒崎委員から再三御指摘をいただいております居宅訪問型の日割り、月割りにつきまして、尾木委員からも御指摘がございましたように、私どものところにも、自治体から居宅訪問型保育事業の導入につきまして御相談をいただいております。日割り、月割りという問題を、もう少し広く捉えた上で、関係者を通じまして課題を把握して、いずれこの場にも御報告申し上げたいと思っております。

大川委員から、病児保育の無償化との関係の取扱いにつきまして、御質問をいただいております。資料で添付しております、5月の有識者会議報告書の考え方を基本といたしまして、今後詳細を検討してまいります。

同じく、大川委員から、事故報告制度の今回初めての年次報告ということにつきまして、御指摘をいただいております。私どももこの報告制度でありますとか、あるいは検証制度につきまして、趣旨はまだ現場に十分伝わっていないというところは感じてございまして、いろいろな方法で関係者の方々に趣旨を伝えてまいりたいと思っております。直近では、ちょうど8月から9月につきまして、我々、ブロック別で自治体の職員の方々にセミナーと申しますか、説明会をやりたいと思っておりますので、そういった場でも周知を図ってまいりたいと思っております。

水嶋委員から、処遇改善加算 とこの家庭的保育事業の関係につきまして、事業の対象になるということにつきまして、御指摘をいただいております。この点につきましても、改めて今年度2年目になるわけですけれども、しっかり自治体の皆様方に周知を図ってまいりたいと思っております。

無藤会長 ほかにはいかがですか。

お願いします。

巽保育課長 保育課長でございます。

まず、地域型保育事業の連携施設の関係につきましては、これは設置状況について夏までに調査して、秋ごろに子ども・子育て会議に資料を提出して、最終的な結論を出したいと思っております。

先ほど、無償化等の話についてございましたけれども、無償化につきましては、基本的には幼稚園、保育園、認定こども園、それと地域型保育、いわゆる子ども・子育て支援法

で言いますと、施設型給付と地域型保育給付が基本でございます。ただ、今回、先ほどの資料でもありましたけれども、認可外保育施設に対する無償化というのは、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置という位置づけになっております。そういったことで、認可保育所の平均月額料、3歳から5歳の場合につきましては、3.7万円の範囲内で無償化するということになっております。

認可外につきましては、当然、認可外の保育料は2万円とか、あるいは5万円、10万円といろいろあるわけございまして、その場合に、3.7万円を上限として無償化することになっておりまして、先ほどの病児保育につきましては、これはほかにも一時預かりとか、あるいはファミサポとか、そういういわゆる子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業については、その範囲内で無償化するという位置づけになっているところでございます。ですから、あくまでも基本的には、いわゆる公定価格のところについて無償化するということございまして、先ほどの代替的措置として、認可外施設について、あるいはそれを複数利用するような場合については、保育を必要とする人については3.7万円の上限で無償化するという位置づけになっているところでございます。

それと、先ほど都道府県の広域調整に関する仕組みがございました。これはいわゆる3月に子ども・子育て支援法を改正しまして、いわゆる待機児童の解消のための都道府県対策協議会をつくりました。ここで広域利用をするということで、自治体をまたぐような広域利用の協定とか、あるいは申請書類などの統一化、これは先ほど、いわゆる保育の必要性の認定の申請とか、そういうものがありましたけれども、監視指導で自治体ごと、あるいは都道府県と市町村との間でというようなところで、出す書類が違うとかという問題がございまして、そういうことについても協議会の協議事項として位置づけられているところでございまして、我々としては、都道府県にそのあたりのことも今後よろしくお願いしたいと思っております。

開園時間まで保育所に残っていないといけないというような話がございましたけれども、これは基本的には開園時間に相当する費用が公定価格として支払われているところでございます。また、開園時間中に、先ほど言ったようなメールでとかというようなこともあるのですが、基本的には保育の利用の希望などの来所された場合にも対応できる体制を整えていただくということは必要かと思っております。

先ほど内閣府から説明がございましたけれども、管理者設置加算の話がございました。これは委員から前から御指摘いただいておりますように、運用の見直しが行われるよう、個別に対応、要は今後とも適切な運用がなされるように、加算はちゃんととれるということを指導していきたいと思っております。

小規模同士とか、あるいは小規模と企業主導型の土曜共同保育の話がございました。小規模と企業主導型、これは財源が違うということで、あるいは設備運営基準も若干違いますので、その違いがあるためにこれらを踏まえた検討が必要だと思っております。ただ、小規模同士については、これは認可の保育所でございますので、土曜保育、共同保育を行

うことは公定価格の減算がなく可能だということでございます。そういったこともFAQ等で通知していきたいと思っしているところでございます。

待機児童のカウントについて、自治体とか、ばらつきがあるのではないかということについては、これは昨今、待機児童数調査に関する検討会を厚労省で開きまして、新調査要領に基づいて自治体をお願いしているところです。ただ、当然地域の実情に応じて、例えば特定園希望のそういうような数のカウントの仕方については、都市部と地方部では違うというような問題がございますので、ある程度の限界というか、地域の実情に応じた裁量というものは必要だと思っしているところでございます。ただ、この検討会を踏まえた新要領が30年から全市町村に適用されるということでございます。

それと、待機児童のカウントについては、これは今まで市町村だけではなくて、保育提供区域ごとにもということでございます。それにつきましては、今回30年度から保育提供区域ごとの潜在ニーズ、必要な保育整備量、それを見える化するということで、次回の待機児童の発表のときには、それも含めて各市町村の保育提供区域ごとの先ほどの整備量の見える化をしていきたいと思っしているところでございます。

自治体の認証保育施設についての保育実習先とすべきではないかということがございました。これは御存じのとおり、自治体の地方単独施設につきましては、一律の設備基準ではないということもございまして、保育実習先とすることは困難だということで考えております。

兄弟姉妹の保育所について、利用の調整が配慮できるということにつきましては、26年9月の通知で優先利用の対象の一つとしているところでございます。

無償化に伴って、保育の質が問題だという御指摘がございます。これは我々としても、基本的には保育の受け皿は従来から認可の施設だということだと思っしているところでございます。そういったことで、今回の無償化に伴いまして、認可化移行を進めることが重要だと考えております。30年度予算につきまして、この認可化移行の運営費については、引き上げることとしておりまして、31年度におきまして、認可化移行がさらに進むようにその運営費単価をさらに引き上げるように、我々は要望していきたいと思っしているところでございます。

ほかに、無認可の届け出あるいは監視指導についても、今後重要だと考えております。これは我々29年度から巡回指導支援員の指導の創設をやったところでございます。なかなか自治体では監視指導部門、我々は当然監視指導部門がふえるにこしたことはないのですが、自治体の公務員の定員削減という問題が一方ではございます。そういったことから、巡回支援指導員という形で、もう少し現場に入って保育の質あるいは指導監督基準等の指導を徹底してもらおうということでメニュー化したところございまして、それも引き続き30年度予算につきまして、来年度予算におきまして支援していくということで、取り組んでいきたいと思っしております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

お願いします。

田村子育て支援課長 厚生労働省子育て支援課でございます。

奥山委員から意見がございました、特に拠点事業でございますけれども、29年度に調査研究事業を行ったということでございます。初めて経営実態に関する調査というものを行いました。こういったものも私どもは検証させていただきながら、今後、どう対応していくかということを検討させていただきたいと思っております。

中川委員からお話がありました、経過措置の件については当然ですが検討していくということでございます。児童館の積極的活用ということでございます。もちろん子供の健全育成上、重要な施設だということは認識してございます。今後とも大きな検討課題だということで、受けとめさせていただきたいと思えます。

山本委員から、放課後児童クラブに従事する者の処遇改善という御指摘がございました。近年、補助単価の見直しを行ったり、平成26年、処遇改善の補助事業、29年にも新たにキャリアアップに関する処遇改善事業というものを創設しているところでございます。処遇改善に係る補助事業については、自治体による活用というものがまだ低調だということもございまして、まずは、そこをよく自治体にも周知して、この補助事業を活用していただくということに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

無藤会長 お願いします。

長谷教員免許企画室長 文部科学省の教員免許企画室長でございます。

幾つか御指摘をいただいております、更新講習と研修の相互乗り入れに関しましては、先ほど内閣府からお話ございましたように、関係省で検討してまいりたいと思っております。

その際、あわせて、免許状更新講習がなかなか受けにくいというお話もいただいております。今年度はかなり講習数を増加させております。中でも、御自宅で受講が可能な放送、通信、インターネットを活用しました更新講習の増設というものに取り組んでおりますので、こういったものも活用させていただきたいと思えますし、我々としても引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

無藤会長 ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

一言、お願いします。

大川委員 虐待について、長田総務課長に御質問ですけれども、私は目黒の事案がある品川児相の範囲の大田区に住んでいます。地域要保護児童連絡会議に出るわけですけれども、こういった事案があるときに、個人情報保護法のもとに、詳細な検討が報告されないのです。ですから、私たち参加者では、守秘義務がありますので、できるだけ許される範囲で情報提供をお願いしたい。どこで情報を得るのかということ、新聞やテレビで皆さんと

同じレベルのものしか情報が与えられない中で討議するのが非常に辛い思いをするので、ぜひお願いいたします。

無藤会長 何かありますか。

長田総務課長 御指摘ありがとうございます。

先生から御指摘をいただいたとおり、要保護児童対策協議会の構成員は、法律上の守秘義務がかかっておりますので、そこが非常にこの要対協の重要なポイントだと思っておりますが、その守秘義務がきちんとかかっているということについて、どこまで現場に浸透しているのかということ。ただ、一方で、法律上、守秘義務がかかっているからといって、各構成員がそのことをどれだけしっかりと理解されているかという、そのこの両面があるかと思えますけれども、当然ネットワークにおける情報共有は非常に重要なポイントであり、かつ、今後要対協の役割は非常にますます重要になってくると思えますので、さまざまな形での制度についての確立した理解でございますとか、一方で、ベストプラクティスを共有していくというようなことにしっかり取り組んでいきたいと思えます。御指摘ありがとうございました。

無藤会長 駒崎さん、お願いします。

駒崎委員 2点です。要対協の件、我々も現場で虐待案件を子家センなどにお伝えするのですけれども、子家センにお答えしても、その後どうなりましたかと聞いても、個人情報なのでとかと言って教えてくれないということがあって、結局、ケースを関係者と一緒に追うことができている状況があるので、ぜひ要対協の柔軟運営みたいところで、我々保育事業者もきちんと接続していけるようにしていただけると、地域のソーシャルワーク力が増すのではないかと思いました。これは意見です。

2つ目、これは質問です。私が異課長のあれで理解し切れなかったのですけれども、ということは、病児保育に関しては、この月3.7万円まで無償の中の枠内に入っていれば、その部分だけ無償なのですよということなのかどうなのかというところで、理解が追いつかなくて申しわけないです。

無藤会長 お願いします。

異保育課長 そのとおりです。

無藤会長 あとはいろいろあるうと思えますけれども、きょうは主には課題の整理でありますので、次回以降やっていきたいと思えます。

それでは、本日はありがとうございました。第36回「子ども・子育て会議」をこれで終了いたします。お疲れさまでした。